

第 10 章 準備書に対する意見、見解等

第10章 準備書に対する意見、見解等

10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

10.1.1 準備書説明会の開催状況

準備書説明会は、表 10.1 に示す日時で計4回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 10.1 準備書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第1回	令和5年4月14日(金) 18:30~20:30	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)	12名
第2回	令和5年4月15日(土) 18:30~19:50		4名
第3回	令和5年4月21日(金) 18:30~20:40	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	56名
第4回	令和5年4月22日(土) 18:30~20:50		33名
合計			105名

10.1.2 準備書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

説明会の各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 10.2～表 10.4 に示すとおりです。整理にあたっては、発言順とし、項目欄を設けました。

なお、「説明会における質疑、意見の概要」及び「事業者の説明」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和9年開催の「2027年国際園芸博覧会」は、「園芸博」、また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 10.2(1) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	環境影響評価	予測したり評価したりする主体は誰なのか教えてください。	予測評価の主体は横浜市環境創造局公園緑地整備課になります。この事業につきましては、横浜市は組織として行っているものですので、特定の個人の責任で行うものではありません。
	環境影響評価	環境影響評価について、光、音、振動、湧水等の項目をばらばらに評価していますが、動植物等では、一つの要因が影響するのではなく、複数の要因が影響すると思うため、全部をまとめて評価しないのはなぜでしょうか。	法令上、項目毎に評価するという制度になっていますので、その制度に即した形で個別の項目毎に評価を行っています。
	環境影響評価	事後調査において重大な環境破壊が認められた場合、どのようにするのでしょうか。	そのようなことが無いように、適切に評価を行い、対策を講じていきたいと考えています。

表 10.2(2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
	環境影響評価	受託業者オリエンタルコンサルタンツは何をする人なののでしょうか。	横浜市より委託して、今回の予測・評価のお手伝いをさせていただいています。なお、事業者、責任者は横浜市になります。
B	環境影響評価	緑量、緑質という言葉が出てきましたが、それはどういう単位で、何を基準としているのでしょうか。	緑量については、緑地の面積等になります。 緑質については緑の質を意味しており、緑と一言で言ってもいろんな種類があると思いますので、郷土種等を用いた緑地、湿った緑地、乾いた緑地、草丈の高い草地、低い草地、樹林地等の多様な種類の環境を保全、創出することで、緑の質を高めることを考えています。
		緑の質については、乾いたものが悪くて、湿ったものがよいということなのでしょうか。	そのようなことではなく、いろいろな植物、動物、昆虫等、それぞれに適した環境が違いますので、多様な生息・生育環境を用意しておくことが緑の質が高くなるというふうに考えています。
		緑量、緑質について、単位等、定量的に評価できる指標や国際的な基準は存在しないのでしょうか。	緑質の単位はありません。 緑量は、緑被率という面積に対する緑の量を表す指標があり、本事業では、事業実施前の現況の状態に対してどの程度変化があるかという視点から評価を行っています。
	事業計画	海軍道路の桜を全て伐採して、またソメイヨシノ等を植えるということになっていますが、全て伐採する必要はあるのでしょうか。全てを伐採せずに活用する等の検討は行ったのでしょうか。	海軍道路の桜並木の伐採は公園事業で行うものではございませんので、その所管部署に御意見を伝えさせていただきます。

表 10.2(3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>一般市民には区画整理事業と公園事業の切り分けが判らないことを前提に質問します。</p> <p>区画整理事業で全面的な土地改変を行い、公園事業ではその代償をしていると思われる。区画整理事業で相沢川の谷戸のところの環境を破壊して、公園のエリアで湿地と草地の連続的な環境を創出することで代償しているという言い方をしていますが、公園事業でどの程度復旧出来るのか定量的に示すことは可能でしょうか。定量的なものがないと市民としては納得できないと思います。例えば、区画整理事業で樹木を何本伐採して、公園事業で何本植えるのか等の回答はいただけるのでしょうか。</p>	<p>今回は区画整理事業の代償として公園事業を行っているものではなく、あくまでも公園事業として、樹木を保全したり、新しい緑を創出したり、表土の保全等について、今ある上瀬谷の公園区域の緑・環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>ただし、区画整理事業と公園事業は、完全に切り離されているわけではなく、公園区域内の相沢川の谷戸の部分に関しては、区画整理事業のアセスの中でもミティゲーションするエリアとして環境を保全・創出するということを言っています。公園事業においても、区画整理事業と連携して、公園区域内の環境はしっかりと保全したいと考えています。</p>
		<p>区画整理事業と公園事業、トータルとしての環境が全体として保全されているのが問題だと思いますが、それについて市民に説明をする場があるのでしょうか。</p>	<p>上瀬谷地区全体の話については、区画整理事業の環境影響評価の手続きの説明の中等で説明させていただいていると考えています。また、公園区域については、できるだけ緑の保全・創出に取り組みます。</p> <p>公園区域内ではなく区画整理事業を含めたエリア全体で保全したほうが良いという意見は区画整理事業に伝えさせていただきます。</p>
	事業計画	<p>相沢川の切り直し工事については、区画整理事業で実施されると思いますが、概略図のようなものを見たのは初めてなのでお伺いします。観光・賑わいゾーンのところを回避したような切り直しをしているということは、全面的に暗渠化しなくて良くなったのでしょうか。やはり、暗渠化すると、一般的に水質の悪化が懸念されると思うので、お聞きしたい。</p>	<p>相沢川の切り直しについては、区画整理事業で行うものであるため、区画整理事業から聞いている情報によると、川としての切り直しではなく、暗渠化による切り直しと聞いています。</p>

表 10.2(4) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>工事に関することで、保全対策として工事用車両の燃費をよくする等とありますが、工事は市より工事業者に委託して実施されるため、横浜市としてはその監督をちゃんと常時行う、何人体制で行う等と言わなければ、保全対策が実施されるかは保証されないのではないのでしょうか。</p>	<p>工事の体制につきましては、必ず各工事に担当監督員、主任監督員、総括監督員が付き、各工事3名体制でやることとなります。監督員が環境への配慮につきましては、きちんと事業者が対応しているかについては指導や確認をしております。</p> <p>また、複数業者が入るような場合には協議会のようなものも設立いたしまして、共通する内容のものは、その場でも共有するというように漏れなく、しっかりと対応していきたいと考えています。</p>
D	その他	<p>現状でも、現地では不法投棄や事故、グラウンド利用者による路上駐車が多いです。片側通行の道路が多いので、工事のトラックが通ったら、さらに事故が増えると心配されるため、対策をお願いしたいと思います。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>タヌキなどの動物が団地の中に逃げ込んだと連絡したときには、対応をしていただきたい。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>樹木の件に関して、担当の部署が分からないが、動物園のキリンが食べるということで、餌を地区の中で職員が剪定して取りに来ています。情報をもう一度共有します。</p>	御意見として承ります。
E	環境影響評価	<p>工事車両や様々な工事に関わる影響に関して、公園整備事業のみでの評価となっているのですが、並行して行われる園芸博やテーマパークの工事の影響も勘案して評価しているのでしょうか。もし、していないのであれば、園芸博やテーマパークも併せて評価すべきと思いますが、再度評価をし直す予定はありますか。</p>	<p>今回の影響評価につきまして、区画整理事業に伴う影響は加味して評価していますが、園芸博やテーマパークは評価できる情報がないため、評価ができない状況です。</p>
		<p>園芸博やテーマパークの詳細が分かったら、評価をやり直すのでしょうか。</p>	<p>公園の手続きが終了した後に、園芸博やテーマパークの計画が完成しても、公園事業としての評価を改めて行うことは予定しておりません。</p> <p>実際の工事を行う際は、他事業と調整し、できる限り影響が小さくなるように工事を行っていくように取り組みたいと考えています。</p>

表 10.2(5) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	<p>公園の完成予定について、2043年以降が全ての完成見込みということなのですが、それ以前は公園は使えないということでしょうか。</p> <p>今、野球場は3つありますが、今回の公園の整備の計画だと1つしかなく、これは横浜市にとっても大変な損失になるのではないかと思います。地域の少年野球などでも使っている方たちは多いし、三ツ沢もこの先、球場が整備されるとはいえ、三ツ沢の整備も始まると、市民が使える場所が少なくなっていくと思います。テニスコートも少ししかないため、公園整備事業としてはいつ頃からどこは開業できるという見込みがあるのか、知りたいです。</p>	<p>野球場の整備に関して、現時点の計画では、既存の野球場と同じ数の野球場を確保するのは難しいと考えています。ただ、他に広場等も整備しますので、利用について調整することもできるかと思えます。様々な御意見等をいただきながら、工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>また、部分開園については、今時点でははっきりと何年にここが開園しますということはお答えできない状況ですが、早期に開園を望まれる施設もありますので、そうしたところから優先的に整備を進めていきたいと考えています。</p>
		<p>優先的に整備を進めるということは、もう既に整備の順番は決まっているのでしょうか。また、いつになったら決まりますか。</p>	<p>今時点では、園芸博以降の整備の順番は決まっています。部分開園がいつの時期になるのかも決まっています。</p>
E	環境影響評価	<p>環境の保全目標が達成される評価ということで、今の計画では環境が保全されて、ホトケドジョウやタヌキ等への影響はないという話ですが、実際、事後調査は何年毎に実施及び報告がされるのでしょうか。また、環境の破壊等があった場合には何か対策を行いますか。</p>	<p>事後調査は、工事中は湧水、水質、振動を行い、工事中の湧水及び水質については、4季、季節毎に行う計画としています。その他、振動は、平日1日行う計画をしています。</p> <p>なお、事後調査の内容は準備書に記載しています。</p>
	環境影響評価	<p>工事中に幾ら影響が少ない工事を行っても、護岸を崩されたらホトケドジョウは死んでしまうと思います。ホトケドジョウ等の生物について事前に保全をするような計画はありますか。</p> <p>有識者はどなたでしょうか。なぜ公表できないのでしょうか。</p> <p>有識者から事前に保全するような計画が正しいという意見が出た場合、横浜市として納得できる場合は、有識者の言うことに従ってやっていくということですか。</p> <p>審査会はいつ開催されるのでしょうか。</p>	<p>こちらは、区画整理事業と連携をしながら、また、有識者の意見も仰ぎながら、しっかりと保全できるように対策は考えていきたいと思っています。</p> <p>有識者については、あくまでも意見を伺う立場であり、事業の責任は横浜市にあるため、有識者個人に責任がかからないよう、公表はできません。</p> <p>有識者の意見を踏まえて、ホトケドジョウの保全等も含めた環境の保全措置等を検討させていただき、今後、アセス審査会等の場で対策等については示させていただければと考えています。</p> <p>横浜市環境創造局の環境影響評価課のホームページをご覧ください。</p>

表 10.2(6) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	環境影響評価	先ほどの回答で予測・評価は横浜市が行い、オリエンタルコンサルタンツがその手伝いをしているということでしたが、そのルールについて教えてください。	横浜市環境影響評価条例に定められている評価項目について、オリエンタルコンサルタンツに委託を行い、評価を行っています。
	環境影響評価	先ほどの質問で、評価が項目毎の評価となっている理由をお尋ねしましたが、自然を守るためには、項目毎の評価で十分なのでしょうか。	環境影響評価項目として、評価する項目が定められているので、その内容に基づいて評価をしています。それを踏まえ、審査会等で専門家の先生の御意見を伺いながら、環境への評価・対策が十分かどうかについて、検討・対応を行っており、複合的な影響についても、先生方の御意見を踏まえて対応したいと考えています。
	環境影響評価	審査会を傍聴したが、最初の審査会での指摘に対し、クリアできていなかったと思います。例えば、先ほどのホトケドジョウの件等もそうですが、現状の内容では不十分ということではないのでしょうか。	審査会は1回のみではなく、今後も引き続き開かれるので、専門家の御意見等を踏まえて、具体的な対応を検討し、順次審査会にて示していきたいと考えています。
	事業計画	公園事業区域は、「公園・防災ゾーン」にもなっていますが、工事中に広域避難が必要となるような災害が起こったら、どうしたらよいのでしょうか。	工事中に災害が起こった場合の対策については、所管部署と協議し、今後検討していきます。
C (再質問)	事業計画	公園と防災が両立するように考えてもらっているようなので、そこは評価したいと思います。グラウンドを広域防災拠点の位置づけとしてヘリポートとして使うと理解しましたが、いかがでしょうか。	西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場などを防災エリアとして活用することを想定しています。
	環境影響評価	工事中の事後調査項目の中に騒音が無いのはなぜでしょうか。	本事業及び同時期の他事業の工場車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定を行いませんでした。
	事業計画	来園車両台数を見積もるに当たって、来園者の数を1日どの程度として見積もっているのでしょうか。	現時点で、公園の計画では将来の公園の利用者想定を177万人と想定しており、そのうちの4割弱の人が車で来られると想定をしています。

表 10.2(7) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E (再質問)	環境影響評価	この資料の作成にオリエンタルコンサルタンツはどの程度携わっているのでしょうか。	準備書及びお配りしたチラシの作成はオリエンタルコンサルタンツで実施しています。
		オリエンタルコンサルタンツの元受けはどちらでしょうか。	横浜市とオリエンタルコンサルタンツが直接契約しています。また、本市との契約についてはホームページ上に契約条件としてアップされていますので、そちらを御覧いただければと思います。
B (再質問)	環境影響評価	契約条件はプロポーザル形式ですか。	競争入札です。
E (再質問)	環境影響評価	ホトケドジョウがいなくなった時の責任は誰がどのようにとるのでしょうか。	保全措置は区画整理事業と連携して実施し、いなくならないように努めていきます。
	その他	公園事業として不発弾の調査はするのでしょうか。	今後、公園整備の工事を行う中で、安全に進めていくことは大事だと考えていますので、区画整理事業と連携して調査方法も含めて検討を進めていきます。
		今年度工事を開始すると聞いているのですが、今から検討をするというのはおかしくないでしょうか。	工事の発注の際には不発弾の調査を行うかどうかも含めて工事条件がわかるように周知することになりますが、安全が確保できるように検討を進めます。

表 10.3(1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	<p>供用時には確実にこの範囲が公園となるのでしょうか。</p> <p>先日の選挙で、市議会議員が旧上瀬谷通信施設内に大学の誘致を進めるという話をしていたため、公園の北地区が大学用地として用途が変更されるようなことはないのでしょうか。</p>	<p>横浜市としては、この計画通り公園を整備していきたいと考えています。</p> <p>また、区画整理事業でもこの範囲を公園・防災地区と位置付けています。</p>
	その他	<p>周知を図る必要がある地域について、選定の理由について知りたいと思います。</p> <p>以前行われた説明会では細谷戸住宅や東野を工事用車両が通ることになっていたのですが、工事用車両が通る地域も周知が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>準備書対象地域の色が塗られている地域は、環境影響を受ける恐れがある範囲として選定しています。</p> <p>なお、事業地の南側に工事用車両を通す計画はありません。一次整備工事は環状4号線と五貫目第33号線を使用する計画で、二次整備工事では、区画整理事業により区画内に道路が整備されるため、区画内道路を北に抜けていく計画で、南側に工事用車両を通す計画はしていません。</p>
	事業計画	<p>環状4号線では現状、路肩に停車して休憩する車が多数見られます。公園の工事により、道路に停車して休憩する車が増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>工事用車両について、工事を発注する監督員として、工業者に路上駐車による休憩や、地域の皆様に迷惑をかけることがないようにしっかり監督していきたいと考えています。</p>
	事業計画	<p>相沢川の治水対策はどうなっているのでしょうか。</p> <p>公園区域内では親水公園を作ることですが、北側の民有地では雨水が相沢川に流れ込むので、公園の親水公園だけでは民有地から流れ込む雨水を補いきれないと思います。民有地の雨水を抑えられる対策を公園内で実施してほしいと思います。</p>	<p>観光・賑わい地区の開発を行うことによって処理しきれない雨水については、区画整理事業で雨水調整池を整備すると聞いています。</p>
	事業計画	<p>これまでの資料では、相沢川の遊水池の計画が載っていませんでした。計画ができたなら、その内容を周知してほしいと思います。</p>	<p>調整池の整備は区画整理事業のため、関係部署に御意見を伝えさせていただきました。</p>
B	その他	<p>説明スライドの冊子は全員に配布していないのでしょうか。説明を聞くだけでは理解できないので、説明スライドの冊子を資料として全員に配布してほしいと思います。</p>	<p>説明スライドの冊子は全員に配布はしていません。瀬谷区で実施する次回説明会までに検討します。</p>

表 10.3(2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
	環境影響評価	<p>環境保全目標を達成しているのですが問題ないとしていますが、環境保全目標の具体的な数字が示されていないので、安心できません。環境保全目標は何を基準に設定していて、どの程度の数値なのか説明してほしいです。また、例えば騒音はdBで示されていますが、それがどの程度の音なのか分かりません。</p>	<p>建設機械の稼働の騒音は85dB以下、振動は75dB以下が環境保全目標の数字です。例えば、建設機械の稼働に伴う騒音の環境保全目標である85dBは騒音規制法に基づき設定しています。</p>
		<p>法律を守っていてもうるさいと感じる人はいます。例えば、新幹線が走る音くらい等、わかりやすい例えを使って説明してください。</p>	<p>人によって感じ方が異なるため、85dBが明確にどの程度とは断言できません。85dB以下は騒音規制法に定められた基準であり、法律を守った基準であるため、1つの目安になると考えています。</p>
B	事業計画	<p>広域避難場所について、審査会で草地広場は広域避難場所に適さないという指摘があり、野球場やスポーツ広場に広域避難場所が移動したと思っていましたが、昨日、草地広場も広域避難場所にすると言っていたので、有識者が広域避難場所に適さない草地広場を広域避難場所に指定しているのはなぜでしょうか。草地にも生物は生息しています。</p> <p>また、広域避難場所とはどのような施設や利用を想定しているのでしょうか。審査会ではテントを張ったり、大型の重機を入れて災害支援本部を作ると言っていたように思います。</p>	<p>審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのはふさわしくないという意見であったと認識しています。</p> <p>この場所には2つの機能があります。1つ目は、災害直後に近隣の住民が一時避難を行う場所、2つ目は、自衛隊や消防、警察が集まって災害の救助活動等を行う拠点となる場所を想定しています。</p>
		<p>2つの機能ともが草地広場に適さないという指摘ではないのでしょうか。</p> <p>(質問者A)：瀬谷区民が避難する場所がないため、大切なエリアと考えています。災害時には生物よりも人の命を優先して頂きたいと思います。</p>	<p>地域の方が避難する場所としての公園と生物の生息空間としての公園とが両立できる公園計画を検討していきたいと考えています。</p>
	環境影響評価	<p>敷地内を流れる河川の有機フッ素化合物 (PFOS、PFAS) について今後調査する予定はあるのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染については、区画整理事業が国と調整中であり、具体的には国から基準値や対策方法が示された段階で、その状況を踏まえて改めて検討すると聞いています。</p>
		<p>国から基準値や対策方法が示されるのはいつ頃になりますか。</p>	<p>時期は現時点では未定と聞いています。</p>

表 10.4(1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	北地区は公民協働で事業を行うということですが、公民協働とは具体的にどのようなことなのでしょう。また、どのような契約体系となっているのか、お尋ねします。民間の力が強くなると環境問題が起こった時に対応されないのではないかと心配です。	公民連携の契約については、パークPFIという、公募型で事業者を募集する事業手法になり、事業者の選定については有識者からなる、横浜市公園公民連携推進委員会に諮り、事業者を選定していくことを想定しています。 企業の募集にあたっては、募集要項を公表する予定であり、募集要項内に環境配慮事項を記載します。
	事業計画	相沢川の地上式調整池とはどのようなものなのでしょう。「施設配置計画に係る環境配慮事項」の赤で囲まれた区域全体が遊水池になるのでしょうか。	調整池4は和泉川に整備する予定であり、相沢川には調整池機能は設けない予定です。 相沢川の湿地等は環境保全措置として整備するものになります。
	その他	この公園は、国有地に整備されると思いますが、国有地の地権者は誰という意識で事業を行っているのでしょうか。	国有地の地権者は国であると考えています。 区画整理事業で公園区域に国有地を集約し、市の公園として、市民にとってより良い公園を作っていきたいと考えています。
B	環境影響評価	環境影響評価は上瀬谷全体で行うべきではないのでしょうか。	横浜市環境影響評価条例で事業毎に予測・評価を行うことになっています。ただ、区画整理事業、園芸博、公園事業の3事業が連携して進めていく必要があると考えています。
C	環境影響評価	今日示されたデータは、フェアなものでしょうか。審査会の会議録（令和3年10月27日開催）に、現地視察では荒地ばかり見せられて、生物の生息環境がよくわからないという委員の意見が記載されています。審査会での指摘についても対応した記録はあるのでしょうか。	フェアな観点で評価していると考えています。 審査会での指摘に対しては、真摯に対応しています。なお、審査会の議事録は横浜市ホームページに掲載されています。
	その他	現地視察をやり直したという記載は見つかりませんが、再度現地視察は実施したのでしょうか。	審査会の先生方には事業者が直接接触することはできないため、現地の案内は行っておりません。

表 10.4(2) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	<p>まず、環境影響評価の説明について、所定の書式に基づいた表現となっていますが、住民視点で地元でどのようなマイナスの影響があるのかを示していただきたい。</p> <p>その上で、工事用車両は海軍道路を走行することですが、北側と南側のどちらからの車両が多いのでしょうか。</p>	<p>工事用車両は、一次整備工事において、事業地より北側の海軍道路及び市道五貫目第33号線を出入口として使用する予定です。工事用車両の走行台数は、園芸博までの一次整備工事で1日平均230台程度を想定しています。</p>
	事業計画	<p>広域避難場所として事業実施区域内が指定されていますが、工事中はどこに避難するのか、代替案等はあるのでしょうか。</p>	<p>公園事業だけではなく、区画整理事業等の他事業と連携しながら、避難場所を確保できるよう調整中です。</p> <p>具体的な代替案はまだ決まっていません。</p>
	環境影響評価	<p>交通渋滞は認められないと予測していますが、その根拠を明らかにしていただきたい。</p>	<p>具体的な数値としては、交差点需要率を基に評価しており、交差点需要率とは、交差点の処理能力を表すものになっています。限界需要率を超えると、交差点の1回の信号で処理しきれなくなることから渋滞が生じますが、予測結果は限界需要率を超えていないため、交差点の処理能力を超えないと考えています。</p>
E	土壌汚染	<p>汚染土壌があることは把握されているのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染があることは把握しています。防衛省が調査しており、汚染土壌は区画整理事業で除去すると聞いています。</p> <p>一点、公園の東地区の地下深く8～9mの位置に鉛が基準値以上あることは把握していますが、地下深くにあり、地形を大きく改変しないため、影響はないと考え、残置する計画としています。</p> <p>また、区画整理事業の評価書でも現状で地下水汚染はなく、地形を大きく改変することはないため、影響はないと記載されています。</p>
F	土壌汚染	<p>土壌汚染は全て取り除くべきではないのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染対策は区画整理事業で行うため、都市整備局に御意見として伝えさせていただきます。</p>

表 10.4(3) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	事業計画	<p>前は園芸博以降の計画が不明確だったが、今回はかなり明確になったのは評価したいと思います。</p> <p>事業に20年かかるということですが、技術的な問題か、予算がないからなのでしょうか。</p>	<p>今回、65haという大規模な公園事業となるため、予算も含めて総合的に判断し、20年と設定しています。</p>
	事業計画	<p>せっかく大きな公園を整備しているのだから、名前を付けてほしいと思います。例えば立川の昭和の森は全国に知られています。折角だから、名前を付けてほしいと思います。</p>	<p>今後、検討していきたいと考えています。</p>
	その他	<p>現在の海軍道路の桜並木は無残な状況になっています。公園の中に桜を整備するという話がありましたが、海軍道路の桜は見捨てるのでしょうか。それとも再生させるのでしょうか。</p>	<p>横浜市では、「旧上瀬谷通信施設地区 新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を公表しており、海軍道路、環状4号線では桜並木を再生するとしています。詳細は横浜市ホームページ等でも公表されている計画をご覧いただきたいと思います。</p>
H	事業計画	<p>公園が20ha増えたのは良いことだが、もっと公園部分を増やしてほしいと思います。旧上瀬谷通信施設跡地の4分の1ではなく、もう少し頑張してほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	土壌汚染	<p>自然と共生するという意味では、汚染土壌が8～9mにあるから問題ないというのは全く根拠がないと考えます。汚染土壌は全て除去するよう、公園の担当者から要望すべきと思います。</p>	<p>8～9mの深い位置にある汚染土壌を除去しようとする、地表部の地形や環境も改変することになります。除去してほしいという御意見は関係部署に伝えますが、除去するかどうかは、生物への影響等、環境の観点も踏まえて判断する必要があると思います。</p>
	事業計画	<p>工事中車両は跡地に道路を作って、そこを通る計画なののでしょうか。供用時の駐車場への接続道路も跡地の中に作る計画なのでしょうか。</p>	<p>区画整理事業において、区域内に道路を整備することになっており、その他細谷戸団地前の道路拡幅や、農業振興地区では農道の整備が行われる予定となっています。</p>
	事業計画	<p>完成が令和25年度ということですが、住民は20年間事業地に入れられないということなののでしょうか。部分開業はないのでしょうか。</p>	<p>令和25年は全面供用であり、部分開園も検討したいと考えています。</p>

表 10.4(4) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	その他	<p>区域内道路の説明会の時に、説明会の時間帯や回数について指摘があったと思いますが、今回の説明会について、4回では少ないのではないのでしょうか。また、昼間なら来られる人もいるのではないかと思います。なぜこの時間の説明会となったのでしょうか。そもそも誰を対象としているのかお答え頂きたいと思います。</p>	<p>他の日時に会場の空きが無く、会場の手配の関係でこの日程となりました。 ターゲットとしては、準備書対象地域の方を対象としています。 また、ご指摘のとおり、説明会に来られない方もいるので、ホームページにて本日の説明と同じ動画を掲載しており、更に意見書の提出により横浜市に意見を伝えることができると考えています。 日にちも勘案した上で、会場がおさえられる時間帯がこの時間しかなく、設定させていただきました。</p>
	環境影響評価	<p>大気質に係る工事車両の走行の予測結果に「他事業を考慮」とありますが、他事業とは何を勘案されているのでしょうか。また、他事業の計画等に応じて、現在の評価結果が変わる可能性があるということでしょうか。</p>	<p>工事中は区画整理事業の影響を勘案し、予測評価を行い、供用時に関しては区画整理事業で考慮している、観光・賑わい施設、物流施設、公園・防災等を勘案しています。 工事中については、物流や観光・賑わい施設は工事に関する数字が出ていないため現時点で評価できない状況です。他の工事が重なったら、条件は今示しているものと変わる可能性があります。</p>
	環境影響評価	<p>地域社会に係る来園車両の走行の予測結果について、供用時はいつ、どこの地点で予測して影響がないとしているのでしょうか。テーマパークを勘案しても影響は少ないといえるのでしょうか。</p>	<p>供用時は、観光・賑わい施設の供用が開始されたという条件で予測評価しています。観光・賑わい施設の数値は区画整理事業で示された数値を使用しています。 また、区画整理事業で道路の拡幅等を行った後の将来の道路構造で予測しているものです。</p>
J	環境影響評価	<p>生物多様性の動物に係る供用時の予測結果について、区画整理事業により全域が改変され、公園事業で生息環境の創出をしていますが、公園の工事によって希少生物に影響がある可能性が高いと考えられます。工事中に今いる希少な生物の生存を保障するという説明がありませんが、どこかで希少生物を一時的に保管するのか、それとも全域を工事してしまっ後から生息環境を創出するのか、説明してください。</p>	<p>工事によりホトケドジョウがいなくなってしまうことがないように、一時的に避難させることなども含め、専門家の意見を伺いながら具体的な工事計画等を検討していきたいと考えています。</p>

表 10.4(5) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	<p>上瀬谷地域は、環境省にて、生物多様性保全上、重要な里地・里山と位置づけられています。東地区の概略図が示されていますが、里地・里山の環境としてふさわしい環境になっているのでしょうか。</p>	<p>東地区は公園基本計画の中で「自然体験や農体験等を通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区」と位置付けています。里地・里山はある一定の人間が関わることで維持される環境であると考えますが、東地区は自然体験や農体験等を行う地区という意味では、里地・里山の要素が含まれていると考えています。</p>
	事業計画	<p>体験農園ゾーンについて、審査会でも意見が出ていましたが、水田には水田ならではの生物がいて重要な環境だと思うので、谷戸の水田を全面的につぶしてしまうと質的な問題があると思います。体験農園のエリアを拡張して水田にする考えはないのでしょうか。</p>	<p>相沢川の環境の創出の検討において、水田についても検討しています。</p>
K	環境影響評価	<p>予測が外れて環境に悪影響が出た場合に、事業は中止、中断する可能性はあるのでしょうか。また、それについて条件等がありますか。</p>	<p>今回は、あくまでも予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。基本的には、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、万が一、事後調査で思わしくない結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討していきたいと考えています。</p>
L	環境影響評価	<p>環境省で、生物多様性の保全上重要な里地・里山に指定されているという点について、里山は人との関わりではなく、生物多様性を保全することが重要であることを念頭に置いてほしい。</p> <p>また、ホトケドジョウを工事中に移設してくれるということはよかったですと思います。この生物多様性保全上、重要な里地・里山の中には、自然環境の保全上重要であるとして、ホトケドジョウだけではなく、オオタカも出てきます。オオタカの保全についてはどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>ホトケドジョウの移設は、確定ではなく、移設も含めて今後検討していく方針です。</p> <p>次に、里地・里山に関しては、生物多様性の保全ということで本公園についても、自然環境との共生は重要と考えています。生物多様性の維持については、サンクチュアリ的な環境を好む生物もいれば、人が草刈りなど一定程度手を加えることで生息できる生物もいるため、そのような生物多様性の観点から公園の計画を考えたいと思います。</p> <p>オオタカの生息は確認しているため、影響についても配慮していきたいと考えています。</p>

表 10.4(6) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F (再質問)	環境影響評価	<p>環境保全目標で「最小限にとどめる」と記載している箇所がありますが、具体的な数字を示すべきと思います。</p> <p>また、数字が記載されている目標もありますが、その場合は数字の根拠を明記すべきと思います。</p>	<p>評価項目の中には、定量的に評価していくものと定性的に評価していくものがあり、例えば、光の影響などは生物に対して定量的に示すことができないので、定性的な表現としています。</p>
	環境影響評価	<p>「影響しない」との表現がありますが、何に対して影響しないのか、人間に対してなのか、生物に対してなのか、主体がわかりません。例えば、騒音では85dBとありますが、生物多様性の方の生き物には影響はないのでしょうか。</p>	<p>例えば、85dBは騒音規制法にて定められる数値を目標値としており、対象は環境全般を勘案して85dBとしています。</p>
	環境影響評価	<p>事後調査についても、問題があるかないかの基準や根拠が曖昧で分からないので、きちんと決めていただきたい。</p>	<p>生物多様性であれば、今回の準備書等で示している重要な種が生息できているか、湧水は湧水量が増えているか減っているか等が判断基準となるかと思います。景観は定性的な評価になるため、今と比べてどの程度景観に配慮されたかがポイントになると考えています。</p>

表 10.5(1) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	今日は園芸博の説明会ではないのですか。	本日は、将来作る公園整備事業の説明会であり、園芸博の説明会ではありません。
		園芸博は何年後に開催するのでしょうか。	園芸博は、2027年3月から9月に開催予定と園芸博協会より聞いています。
		園芸博開催時期の道路混雑は大丈夫なのでしょうか。	園芸博協会にて検討を進めていると聞いていますが、適切な時期に園芸博協会から説明があると考えています。
	その他	園芸博の説明会には、参加者が少ないように感じますが今回の説明会はどのように周知しているのでしょうか。方法を教えていただきたい。	今回の説明会は横浜市環境影響評価条例に基づき、お配りしているチラシに記載の「準備書対象地域」を対象とし、ポスティングや、広報よこはま、ホームページ等にて周知しています。
B	環境影響評価	今回示されているのは、公園整備事業のアセスとのことですが、2次整備の際に観光・賑わい地区の工事も行われるのでしょうか。行われる場合、環境影響評価の結果は変わってくるのでしょうか。	基本的に公園整備事業として予測・評価を行っていますが、先行して環境影響評価の手続きを行っている区画整理事業を考慮して、工事中は区画整理事業の工事、供用時は区画整理事業で影響を予測している賑わい施設や物流施設等の影響を踏まえて、予測評価を行っています。
C	事業計画	この公園内において、なぜ相沢川には遊水池を設置しないのでしょうか。区画整理事業の説明会では相沢川の地下に貯留施設を作るという説明がありました。	相沢川の調整池3は区画整理事業で位置も含めて検討中であり、公園整備事業とも連携し、情報の共有を行いながら検討を進めています。
	事業計画	相沢川付近はハザードマップで内地浸水域で2m以上の浸水となっていますが、市の職員の皆さんはご存じでしょうか。	ハザードマップを基にした資料を準備書に反映しており、浸水域等を把握し、考慮したうえで計画策定を行っています。
	その他	区画整理事業の担当者や、公園事業の前任者とは適切に情報共有ができていますでしょうか。以前、旭区の説明会にて、遊水池については北側の区画整理区域に設置すると聞きましたが、確認はできたのでしょうか。また、担当者の引継ぎはしっかり行われているのでしょうか。	区画整理事業を行う都市整備局との連携は適切に行っており、担当者の異動に伴う引継ぎも、時間を設けてしっかり行っています。

表 10.5(2) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	相沢川はなぜ暗渠とするのでしょうか。開渠にできないのでしょうか。	区画整理事業では暗渠とすると聞いていますが、公園区域の谷戸ではその暗渠から取水し、湿地環境等を整備することを考えています。
	環境影響評価	暗渠にすると生物への影響は大きいと思いますが、適切に、科学的に評価が行われているのでしょうか。	区画整理事業のアセス審議会では暗渠化による水質への影響について審議されましたが、問題ないと判断されたと聞いています。
	事業計画	相沢川の半分以上は区画整理事業の区域にありますが、川は繋がっていて、区画整理事業が上流側なので、暗渠にすると影響が出てくると思います。公園事業とは関係がないとは言えないので、区画整理事業にも対策を行うよう働きかけが必要ではないのでしょうか。	横浜市としては、旧上瀬谷通信施設全体を、郊外部の活性化拠点としてまちづくりを進めています。 相沢川の自然環境の保全については、引き続き、区画整理事業と連携して進めていきます。
E	事業計画	「歩道整備により工事用車両等の振動が低減される」とありましたが、環状4号線沿いの住民は、今でも振動に悩まされています。歩道は整備されるのでしょうか。	歩道については、地域社会の歩行者の安全性で、歩道が整備されるので環境の配慮がされると説明したと思います。 なお、公園事業では歩道の整備は行いませんが、区画整理事業にて区画内の道路を整備するにあたって歩道を整備すると聞いています。
	その他	新たな交通とは何のことでしょうか。新交通を指していますか。上瀬谷基地までのアクセス手段はどのように考えているのでしょうか。	新たな交通について、現在、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コスト抑制や新たな技術の活用などの視点で幅広い検討が進められていると聞いています。今回の環境影響評価の中でも新たな交通からのアクセスが生じると想定しています。また、本公園は広域公園となるため、徒歩、自転車、自動車による来園者も想定しています。
	その他	環状4号線の拡幅工事について、以前の説明会では中屋敷の消防署から先を4車線に拡幅するとありましたが、そこから先だけを拡幅してもあまり意味がないと思います。	海軍道路は区画整理事業の区域内は4車線に拡幅されますが、その他の区間も拡幅するかは、区画整理か道路整備にお問い合わせいただきたいと思います。本日そのような意見があったことは都市整備局に伝えます。

表 10.5(3) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	相沢川をなぜ暗渠にしなければならないのでしょうか。また、公園区域内は取水なのか、開渠なのでしょう。	区画整理事業より、まちづくりの上で暗渠化が必要と聞いていますが、詳しくは都市整備局に問い合わせ頂きたいと思います。 なお、公園区域内は、開渠ではなく取水として考えています。
F	その他	公園整備事業は園芸博ありきの事業なのでしょう。	公園整備の途中に、園芸博が開催される予定です。なお、公園整備事業は、この旧上瀬谷通信施設地区のまちづくりの一環として実施するという認識でいます。
	その他	園芸博は何のためにやるのでしょうか。誰に聞いても説明がないし、園芸博の方に質問しても訳のわからない回答しかありません。そのような状況で話がどんどん進んでいます。説明できる人を連れてきてください。	園芸博は園芸博協会が主催しています。園芸博協会から基本計画が公表されており、そこに開催の意義が記載されているため、ホームページで確認するか、園芸博協会に問合せいただきたいと思います。 本日は公園整備事業の説明会であり、他事業の、かつ横浜市とは別の組織で行う事業の回答を正確にお伝えできるかわからないため、説明がないという意見があったことは園芸博協会に伝えます。また、園芸博も環境影響評価の手続を進めていますので、今後、同様な説明会を実施すると思います。その際に質問等をお願いします。
G	土壌汚染	区画整理事業では土壌汚染が何か所かあると記述されていますが、公園事業においてはどのように対策するかの説明が全くありませんでした。 また、土壌汚染箇所について、残置することは環境学的に影響はないのでしょうか。	土壌汚染は区画整理事業が対策するため、区域内にある土壌汚染は、基本的には区画整理事業で除去され、公園事業の区域内に対策が必要なものはないと考えています。1点だけ、東地区の1箇所に鉛が検出されていますが、検出された深さが8～9mと深いため、除去はせず残置すると区画整理事業から聞いています。 土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法に基づき適切に対処していきます。
	環境影響評価	工事事業者、来園者ともに出来る限り環境負荷がかからないように会場に来るとありますが、車以外で移動するのは感覚的に無理と思います。できないならできないと言い切ってしまった方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、何時も必ず公共交通機関を使うことは難しいため、可能な限りとしています。こちらの姿勢として、周辺的生活環境に影響を及ぼさないことを目標に公共交通機関の利用を推奨しますが、炎天下や嵐の際には環境目標を鑑みて、多少車も利用させていただければと考えています。

表 10.5(4) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	環境影響評価	和泉川の浸透性土地利用は81.4%とありますが、浸透しないものは全て下流に流れてくるのでしょうか。	和泉川は、公園区域内に多自然型の調整池を整備予定であり、降雨時に大量の水が一気に下流に流れないように、一時溜めて徐々に流れていくような調整池を東地区に作ることを区画整理事業において検討しています。
	その他	環状4号線はゆめが丘の開発が進み、そちらへの交通量も増えます。南側から公園にアクセスする車が増え、瀬谷の南や泉区内全体に関係してくる問題だと思いますが、泉区や大和市に説明会の案内がないので、説明会を充実させてほしい。環状4号線や瀬谷柏尾道路は私たちの生活道路なので、よろしくをお願いします。	今回は環境影響評価の説明範囲としていますが、工事開始後に、より南の方まで影響が出る可能性も考えられるため、区画整理事業や園芸博とも調整し、説明範囲や手法を改めて検討したいと考えています。
H	環境影響評価	「現況に近い状況に回復」「ある程度現況に近い状況に回復」とありますが、現状を100として、どの程度回復すれば現況に近いと言えるのでしょうか。具体的な数字を示してください。例えば、ホトケドジョウ1匹だけでも回復といえるのか等、具体的な指標を示してください。	基本的には、注目すべき種が存続できることが重要であると思います。注目すべき種の生息が維持できる環境を創出することが目的であるため、どのくらいの面積を確保したら、それが達成できるかは環境の質的な面もあるため、数字での表現は難しいと考えます。
I	事業計画	水田は質的に草地と湿地の繰り返しとは異なります。また、人と自然との触れ合いの場でもあると思います。ガーデン1を可能性ではなく具体的な話として、水田にできないでしょうか。	水田も1つの可能性として検討していますので、本日の意見も参考に検討を進めたいと思います。
	環境影響評価	ホトケドジョウの生息が危ぶまれたら専門家と相談のうえ移設を考えるという言い方でしたが、明確な計画ではないので、守る仕組み、組織等について専門家等を含めて明確化しておかなければ意味がないと思います。もっと計画が具体化した段階で説明会を行ってほしいと思います。	専門家の方に御意見いただきながら、工事の方法や保全・創出の方法を検討しています。具体的な方法等はアセスの審議会などで必要に応じて説明したいと考えています。
	その他	園芸博の説明会にて外来種を入れる可能性が高いことから、拡散汚染への懸念について、質問しました。 今回の公園の大花壇において、外来種拡散への対策はどのようにされる予定でしょうか。	園芸博協会と連携し、外来種が公園内に残らないような対策の検討を進めていきたいと思っています。

表 10.5(5) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	公園の災害時の活用方法や設備等の計画はどうなっているのでしょうか。有事の際のヘリポートや一時避難の設備があると聞いていますが、どのような計画となっていますか。	西地区のグラウンドや中央地区のサクラ広場のような広場空間等に自衛隊や消防等が集まって応援活動拠点として活動できる空間や、サクラ広場はヘリパッドとする計画の検討を関係部署と進めています。
	事業計画	今回の説明では、賑わい地区等を含めて治水を検討されているのでしょうか。	区画整理事業で、全体のまちづくりを進めるにあたって必要な調整池の検討を進めています。
K	土壌汚染	地下8～9mに鉛の汚染があると聞きましたが、正確な場所と数値は準備書に記載していますか。載っている場合、準備書の具体的なページ数を教えてください。	準備書の3～30ページに記載しています。また、準備書はホームページでご覧いただけます。
L	その他	昨日、場所が取れなかったため、夜しか説明会が開催出来なかったとのことですが、公会堂の予定表では空いている日があるので、そこで説明会を行わなかったのはなぜでしょうか。	説明会は、公告から30日以内に開催が必要で、私共が予約をするタイミングでは、この時間しか空いている日がありませんでした。
	その他	壇上で紹介されていない方は誰なのでしょう。	今回の説明会の記録を取っている速記の方です。
M	事業計画	上瀬谷の自然は貴重なので、保全するとうたっていることは敬意を表しますが、実際に打ち出されている計画では、自然が保全されているとは言えないのではないかと思います。 相沢川は暗渠化ではなく、より自然度の高い川にしてほしいと思います。環境創造局の立場として、より自然豊かな川になるように、横浜市を説得すべきと考えます。	相沢川の暗渠化については、横浜市としては、まちづくりの一環として暗渠化するという事を考えています。 公園区域では相沢川から取水して、できる限り環境の保全や創出に努めていきたいと思っています。
	事業計画	環境ゾーンの中にぜひ水田を設置していただきたい。冬みずたんぼは草地とは生態系が違い、非常に豊かです。歴史的な意味、環境学習のフィールドとしても水田は是非実現してほしいと思います。	相沢川の谷戸は、公園区域内については水田も含めて検討を進めていますので、水田を作ってほしいという御意見として承ります。
	事業計画	和泉川で十数年、毎日水位や生物を観測していますが、今年の2月の1か月間に和泉川の干上がりがありました。これでは生物多様性は失われていきます。この地域が水の供給源であるので、透水性をしっかりと確保してください。	公園区域の和泉川は源頭部であることを承知していますので、自然を創出しながら、水源涵養機能を果たしていきたいと考えています。

表 10.5(6) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
N	環境影響評価	上瀬谷を分水界が通過していることは認識していますか。	承知しています。
	環境影響評価	東西方向、南北方向の断面図は用意していますか。また、現況との変化はありますか。それがわからないと、環境アセスが成り立たないと思うのですが、今の環境アセスは、現在の地表面で行っているという理解で良いでしょうか。 また、断面図は提示して頂けるのでしょうか。	公園の工事においては、流域面積が変わらないように計画しています。 ただし、造成は区画整理事業で実施し、公園事業では造成は行わないため、断面図は公園としては作成していません。区画整理事業が入ったことを前提に公園計画を立てています。
O	土壌汚染	園芸博、区画整理事業、公園事業について、どこがどこに対して責任を取るか、ワンストップの責任者がいないことに疑問を持っているという前提でお尋ねします。 2025年3月に土壌汚染の最終精査をした結果を防衛相から発表すると聞いています。南関東防衛局、防衛省に問い合わせたところ、旧日本海軍のものに関しては、防衛省とは違う組織なのでわからないとの回答がありました。また、土壌汚染対策法に8～9mの鉛の汚染は該当しないから調査しないとのことでしたが、アメリカ海軍が接収していた時のもの、日本海軍があった時のものをつまびらかに調査しないで、かつ砲弾が2発出ても警察が規制線すら張っていません。こんなことをしていて大丈夫なのでしょうか。 防衛省による土壌汚染の精査結果は来年3月に出ますが、ここでは結果が出ているから調査しないというのは齟齬がないのでしょうか。8～9mに鉛があったら、水質汚染等の可能性は考えないのでしょうか。	区画整理事業とは連携しながら土壌対策汚染法に基づき適切に対処していきます。

10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」に対し、21 通の意見書（延べ意見数 53 件）が提出されました。意見項目と意見数は、表 10.6 に示す通りです。

意見書の内容と事業者の見解は、表 10.7 (1) ～ (41) に示すとおりです。なお、整理にあたっては、意見書は原則として原文を記載していますが、個人情報等は「(伏字)」と表現しています。また、内容を可能な範囲で項目別に分類し、整理しています。

なお、「事業者の見解」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和 9 年開催の「2027 年国際園芸博覧会」は、「園芸博」また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 10.6 意見項目と意見数

意見項目		意見数
事業計画	事業方針	9 件
	施設計画	18 件
	施工計画	1 件
	防災計画	2 件
環境影響評価	温室効果ガス	1 件
	生物多様性	8 件
	水循環	5 件
	土壌	2 件
	騒音	1 件
	地域社会	1 件
	景観	1 件
	文化財	1 件
その他	説明会	4 件
	意見書	1 件
合計		53 件（意見書 21 通）

注 1：複数の項目に該当する意見があるため、各項目の意見数の合計と延べ意見数の合計は一致しないことがあります。

表 10.7(2) 意見書の内容と事業者の見解(2)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針	(前ページからの続き) 事業者に、色々求めています、騒音。排ガス。破った場合の罰則、中止もないと聞いています。市民から苦情が来て、役所の仕事が滞るのが目に見えます。このような準備書をなぜ市長は許可しているのでしょうか？	(前ページからの続き) なお、事業者としては、環境影響評価制度に基づき、様々な意見をいただきながら環境に対する著しい影響の発生を未然に防ぐことを考えています。
事業計画	事業方針	この意見書は環境影響評価を請け負った事業者の方へ送付され、見解は事業者が作成することですので、請け負った事業の個々の部分には直接関係ないとは思いますが、間接的には横浜市民の税金が投入される事業ですので、事業を推進する市当局とは異なる考え方を持っている市民も数多くいること知っていただきたいため投稿しました。今回の「環境影響評価」により、この地域には相沢川、和泉川など自然水路が存在し、希少野生動植物が多数生息していることを知りました。この地域は環境省が推進している「里山再生」に相応しい地域と思います。「里山とは原生的な自然と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域」と定義されています。ネットで「横浜市 of 里山」で検索すると、殆どがお花畑のようです。象徴的なのがズーラシア隣接の「里山ガーデン」です。「横浜みどり税」は造園業界のための税金なのでしょうか。この地域の利用計画に対する3年前の市民の意見募集では、現在進められている計画への賛同者は25%弱でした。横浜市はこの結果を無視して計画を進めています。花博はもう止められませんが、その後の開発(自然破壊)計画を変更し、三浦市の「小網代の森」という里山再生の良いお手本がこの地域で再現されることを目指したいと思っています。	本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画(素案)に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画(原案)を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画(案)として公表しました。本事業はこの計画に基づき実施するものです。 また、本事業の実施にあたっては、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出を行うなど、残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

表 10.7(3) 意見書の内容と事業者の見解(3)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>事業方針</p> <p>4 555億円の花博跡地公園は、財政難でなくても、不要です。元々、雄大な自然があるので、もっとスリムなコストで事業を行ってください。地代を引いても355億円の整備費は異常です。公共事業の在り方として、この金額は許容できません。徹底して環境を破壊して、しまいには川の水質を下げ、切り回しの上暗渠という暴挙は許されません。今すぐこの計画は白紙に戻し、市民にとって必要な公園は何かをゼロから考えてください。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画（素案）に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画（原案）を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画（案）として公表しています。</p> <p>また、本事業の整備費については、基本計画（案）に基づいて、整備に必要な金額を算出しています。令和4年度に実施した公共事業評価において、事業費も含めた事業実施について妥当と審議されました。</p> <p>なお、今後の公園施設等の整備にあたっては、公民連携手法の導入など、整備費の縮減に引き続き取り組んでいきます。</p>

表 10.7(4) 意見書の内容と事業者の見解(4)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>5 共用まで20年かかる、公園は不要です。いま生まれた子供が成人しても使えない公園など要りません。このようなお金と時間をかけた公園を造り、誰が責任をとるのですか。山中竹春市長ですか？違います。市民が借金という責任をとらされるのです。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画（素案）に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画（原案）を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画（案）として公表しています。</p> <p>また、全面供用は令和25年頃を予定しますが、整備が完了したところから、順次、供用について検討していきます。</p>

表 10.7(5) 意見書の内容と事業者の見解(5)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>意見1 公園事業は近隣住民の日常利用を前提にして計画すべきである</p> <p>補足1.1利用者はレジェンドを特に意識しないだろう。そのための特別な仕様は不要である</p> <p>象の鼻パークに建立された横浜開港150周年「たねまる記念碑」は殆ど認識されていないようだ。ゆえにもっと立派なものを目指す考え方もありそうだが、効果は少ないであろう</p> <p>補足1.2お金を使わないで楽しめる環境で十分だろう。特別な維持管理を必要とする施設は不要である</p> <p>横浜を代表する山下公園、根岸森林公園、本牧山頂公園(いずれも接収された歴史あり)では、レジャーシート・テントでのんびり過ごす人たちを多々見かける</p> <p>補足1.3利用者は177万人/年(4850人/日)との推定は盛り過ぎ、見直すべきである</p> <p>利用者は177万人/年に根拠はあるか。観光地点等入込客数2021年(延べ数、単位万人/年)は、鶴見周辺17、みなとみらい・桜木町594、山下・関内・伊勢佐木町 279、山手・本牧・根岸84、磯子・金沢283。上瀬谷の立地環境は山手・本牧・根岸から山手を除いたエリアに類似と想定する。すなわち84万人/年よりは余程少ないだろう。</p> <p>参考： https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/bunka/2022/0607press.html</p> <p>補足1.4観光・賑い地区境界のランドスケープ・サウンドスケープは特に配慮すべきである</p> <p>何らかの仕切りは設けるだろうが、例えばコンクリート塀剥き出しでは興覚だ。また音の漏れ出しを予測できるが、十分な隔離帯が必要である</p>	<p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画(素案)に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画(原案)を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画(案)として公表しており、草地の広場や遊具広場、運動広場など近隣住民の日常的な利用も想定した内容となっています。</p> <p>また、基本計画(案)では、整備方針の1つとして、園芸博のレガシーの継承・発信拠点を盛り込んでおり、グリーンインフラの実装、発信や、園芸博を通じてできた人々のつながりや取り組みの継承発展などに取り組むことは必要と考えています。</p> <p>年間利用者数については、他の公園事例を参考に試算しました。</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区活用事業「観光・賑わい地区」との境界については、事業予定者が決定した際には、詳細を検討していきます。</p>

表 10.7(6) 意見書の内容と事業者の見解(6)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>事業方針</p>	<p>意見2 公園事業(区画整理事業)は、「川井・矢指・上瀬谷地区」拠点を含む「横浜市 水と緑の基本計画」との整合性を確保すべきである</p> <p>参考: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-oen/mizutomidori.html</p> <p>補足2.1公園事業(区画整理事業)で云う「自然」「緑」の定義は、「横浜市 水と緑の基本計画」のまとまった樹林地・農地を拠点と考える定義と一致させるべきである</p> <p>例えば樹林地・農地と大花壇とは大いに異なる。上瀬谷には豊かな自然が残ると云われるが、現在でも自然は損なわれている。通信隊跡は野芝?で覆われていて野生の植物は少ない</p> <p>補足2.2公園事業(区画整理事業)で計画される川の暗渠化等の改変は、「横浜市水と緑の基本計画」に整合させるべきである</p> <p>川の改変は自然災害の軽減等、市民生活の安全安心の向上、精神的に豊かにするために計画・実施されるべきである。逆方向のベクトルを持つ改変は控えるべきである</p> <p>補足2.3残土量最小のために、建設発生土の事業地内利用を無理すべきではない</p> <p>特に農業振興地区西側はほぼ民有地であり、農業継続の観点からも盛土は悪影響をもたらすであろう。一帯は大門川段丘であり傾斜地は見られず、傾斜地の農作業も無いと思われる。段丘上下を頻繁に行き来するなら別だが、傾斜地の農作業が困難であるとの意見があれば明確にすべきである。地権者の権利を尊重すべきと考えるが、優遇されるべきではない</p> <p>補足2.4公園事業(区画整理事業)で造成される土地は、宅地など他用途に転用されないように用途制限を設定すべきである (次ページに続く)</p>	<p>本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>これを踏まえ、基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としており、本事業は「横浜市水と緑の基本計画」と整合していると考えています。</p> <p>相沢川は、区画整理事業において、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討しますが、公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域では、区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。なお、本事業により建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り、他の工事等で有効活用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域では、計画通り公園を整備していきます。</p>

表 10.7(7) 意見書の内容と事業者の見解(7)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>(前ページからの続き)</p> <p>人口減に向かう事が必至の昨今、再生産困難あるいは不可能な自然や公有地はやむを得ない最小限の改変以外は、現状を次世代に引き継ぐべきである</p> <p>国際園芸博や所謂テーマパーク目論見は、観客動員数や新設交通機関の実現、既設交通機関との連携において実現は容易でないだろう。途中で目的変更があってはならない</p>	
事業計画	<p>・貴重な谷戸地形保全について</p> <p>説明会で岩ヶ谷課長が「里山は人の手を入れて保全していくもの」と発言しました</p> <p>①「里山」の「人の手が入る」という定義に「地形の改変」は入らないはずですがその点について環境創造局公園緑地整備課としての見解をお答えください</p> <p>②上瀬谷は環境省により生物多様性保全上重要な里地里山環境に指定されている他 横浜市により緑の七大拠点・緑の十大拠点に指定されていますが 今後これは返上するという認識でよろしいですか？</p>	<p>「里地・里山」は、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけにより環境が形成・維持されてきたものと考えています。その中で、必要に応じて環境に配慮しながら「地形の改変」が行われてきた場所と認識しています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>このような本市の計画を踏まえて、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているものと考えています。</p> <p>基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としており、本事業は「横浜市水と緑の基本計画」と整合していると考えています。</p>

表 10.7(8) 意見書の内容と事業者の見解(8)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>事業方針</p> <p>上瀬谷は貴重な自然資源と考えます。今ある自然を除草剤をまいて、木を切ってコンクリートで固めてしまっはもう取り戻すことはできません。ここにしかない動植物は絶滅してしまいます。花博をやるのであれば「港の見える丘公園」のあたりとか、「みなと未来21地区」とかすでにコンクリート敷きになっているところに施設するのが良いと思います。花博後にテーマパークというのはもう時代おくれの発想だと思います。とても採算がとれるとは思いません。市民は望んでいません。ただ広い、緑の広がっている場所がある方がよっぽど嬉しい。ムダなお金を使わず、図書館の充実とか、冷たい工場で作った給食ではなく、自校式や親子式などできるようにしてほしいです。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>これを踏まえ、基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としています。</p> <p>また、本事業の整備費については、基本計画(案)に基づいて、整備に必要な金額を算出しています。令和4年度に実施した公共事業評価において、事業費も含めた事業実施について妥当と審議されました。</p> <p>なお、今後の公園施設等の整備にあたっては、公民連携手法の導入など、整備費の縮減に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>園芸博や「観光・賑わい地区」のテーマパークについてのご意見は関係部署に情報共有させていただきます。</p>

表 10.7(9) 意見書の内容と事業者の見解(9)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>相沢川の治水対策について</p> <p>上瀬谷地区の公園建設、区画整理の説明会に参加し、意見を述べてきましたが、いまだに治水対策について明確な説明がありません。現在の横浜市長はコロナについて、データに基づく科学的な対策をアピールしてきました。治水対策についても、降水量や地面への雨水浸透力などをデータ化し、科学的な対策を立ててください。治水対策が重要な理由としてとして、次のような点があります。</p> <p>最新のハザードマップによれば、上瀬谷地区の相沢川沿いの地区は2m以上の浸水域です。(伏字) 我が家も2mから3mの浸水域です。相沢川のバイパスが完成しましたが、その後も、大雨が降ると近くの側溝から水が溢れ出します。</p> <p>公園内、区画整理地内に遊水池の記載がいまだにありません。公園の説明会で遊水池について尋ねると、区画整理地内に作ると聞いているということでしたが、図面上で遊水池の記載を見たことはありません。資料の84ページにも、仮説調節池という文字はありますが、地図上にその記載はありません。</p> <p>遊水池の計画の前に、区画整理地内の事業者の募集が行われている。治水対策が立てられる前に事業者が決まったら、その事業者の計画が優先され、なし崩し的に遊水池の建設が白紙となる恐れがある。事業者以外にも、換地により川沿いの土地が民有地となったら遊水池は作りにくくなる。賑わい地区はコンクリートで覆われることを考えると、相沢がを流れ込む水量は莫大なものであり、広い湧水地は必要不可欠である。</p> <p>線状降水帯の心配がある。</p> <p>昨年9月、静岡市の巴川が氾濫した時、たまたま、静岡市内(伏字)にいました。一晩中、ドッカンドッカンと雨が降り続き、低い土地の家は浸水しました。横浜に住んで40年近く経ちますが、あのような降り方の雨は、あまり経験がありません。あのような降り方をしたら、相沢川沿いの家はひどく浸水します。線状降水帯は、どこでも発生すると言います。それに備えた治水対策が必要だと思います。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>相沢川の調整池については、区画整理事業で整備が行われます。区画整理事業環境影響評価書では、本事業の対象事業実施区域内の相沢川下流部の東側に地下調整池が予定されていましたが、その後、区画整理事業において、位置も含めて改めて検討しています。</p> <p>なお、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>公園区域内に計画されている和泉川流域の調整池については、区画整理事業において、本事業と調整し、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池として整備される計画です。</p> <p>なお、仮設調整池は、各流域の流末付近に設置する計画です。</p>

表 10.7(10) 意見書の内容と事業者の見解(10)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>(前ページからの続き)</p> <p>今のまま事業が進めば、公園の一部が遊水池になる恐れがある。ただでさえ、国有地が少なくなっているのに、しっかりした計画を立てないまま区画整理事業が進み、すいがいも発生した場合、遊水池を作る場所は公園以外になる恐れがある。それゆえに、先んじて、治水対策、遊水池ご建設を進める必要がある。</p>	
事業計画	施設計画	<p>近年人間の経済活動により生物多様性を育む湿地が世界的規模で消失しています。旧上瀬谷通信施設公園事業予定地の中でも特にガーデンの3～5予定地には貴重な湿性低地が存在しています。環境の保全措置として、園路沿いにロープ柵を設置し、人と自然環境との距離を確保するとありますが、ガーデン3、4には複数の園路が配置され、園路沿いに既存樹でないソメイヨシノやその他の桜を植栽する計画です。複数の園路は湿地を分断し、乾燥させるため、自然環境を大きく変え、保全対象種の生息環境を損なう恐れがあると考えます。よって、ガーデン3、4の園路は極力減らし、今ある自然環境に極力手を加えないことが、生物の生息環境を守ることになると考えます。人と自然環境との距離を確保する方法として、ゾーニングが重要と考えます。ガーデン3～5にソメイヨシノなどの桜を植栽し、新たな桜の名所を創出することで、生物の生息環境保護エリアとしてのゾーニングが曖昧になるという懸念があります。桜の名所を創出する場合、人と自然環境とのゾーニングが成立するよう十分配慮していただきたいと思えます。</p> <p>また、日本庭園は国際園芸博覧会の継承ですが、土地柄と関係なく唐突感があり、維持管理費もかかるので、元の草地に戻した方が良いのではないかと考えます。日本庭園設置予定地は猛禽類の狩場だったり、雉や雲雀の繁殖地です。ここを日本庭園として造成すれば、生態系に影響を及ぼすと考えます。</p>	<p>ガーデン3から5は和泉川の源頭部に位置し、源頭部の環境をいかした保全対象種など生物の生息生育環境の保全・創出を行いながら、人と自然との触れ合いの場の観点も考慮したゾーニングや園路配置、植栽計画を検討していきます。</p> <p>なお、一定の範囲について、維持管理作業や自然観察など必要なものを除き、人の立ち入りを制限することを検討していきます。</p> <p>日本庭園においても、和泉川源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生の場ともなるよう検討していきます。</p>

表 10.7(11) 意見書の内容と事業者の見解(11)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>相沢川の暗渠化・切り直しについて この工事を担う事業者は土地区画整理事業の方だとは思いますが、その環境影響評価書に文言としては言及されてはいるが、文書作成時点では具体的な河川引き回しのレイアウトは提示されていなかった。従って、本件は、土地区画整理事業の環境アセスにおいても、この具体的なプランに対しての十分な審議が尽くされていなかったのではないかと考えている。別事業の範疇かも知れないが、申し上げたい。</p> <p>相沢川は、今のかたちの流路、開水路状態を保存した上で護岸は三面コンクリート式から多自然型に改修してほしい。</p> <p>開水路であれば、太陽光を受けて、藻類や植物性プランクトンが光合成を行い、酸素豊富な水質となり、好気性微生物が活発に過剰な有機物を分解して水質の向上に寄与する。そのもとで、現況確認されている多様な魚類、水生昆虫などの生物の生存条件を確保できる。暗渠による切り回しの距離が長くなればなるほど、さらなる水質劣化が懸念されるわけだが、それに関する影響評価は提示されていない。環境アセス審査会でも、「暗渠化は時代に逆行していて、現状の三面コンクリートの相沢川の護岸はむしろ多自然型等に整備し直すのが主流である」と指摘があり、これは市民環境保護団体の意見陳述における「相沢川の護岸をこの機に三面コンクリートから多自然型工法へ」という要望と合致するものだった。そのあとの審査会では、どうしても暗渠にしなければならない理由とは何か、と事業者は問われたのだが、その回答というのは、なんと「観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するためのもの」である。開水路としての相沢川との共存状態でそれ以外のまとまったエリアで、土地利用価値維持する、という考え方があってよい。そのようにテーマパーク事業者とすり合わせてほしい。(むしろ都市整備局お得意の調整力を発揮できるチャンスではないか?)</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り直し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>なお、都市整備局による観光・賑わい地区の事業予定者の公募においては、「豊かな緑など上瀬谷における貴重な地域資源を継承し、土地のポテンシャルを活かした提案となっているか」を提案審査の視点に入れています。</p>

表 10.7(12) 意見書の内容と事業者の見解(12)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>観光賑わいゾーンに今ある谷戸環境・水田の保全を</p> <p>公園内にガーデン1を作りこれを谷戸と称する計画であるが、これでは水田を含むいまの谷戸環境の「代替」とはならない、という意見が会場からも出た。これは、現在観光賑わいゾーンにある谷戸環境の水田で、近隣の上瀬谷小学校の生徒たちの環境学習の一環として一年をかけて苗作りから収穫までの米作りのボランティア活動を実践している環境保護市民団体の方のものである。実際に現場の自然環境状況をよく認識稲作をする方の意見として大変重いものだと思う。私も、公園事業を経てできる空間は、せいぜい「里山ガーデン」と同じような公園にしかならないのではないかと危惧している。(里山ガーデンは、現に上瀬谷が環境省によって指定されている「生物多様性保全上重要な里地里山」ではない。)里山ガーデンと同じようなものなら存在価値は高くなく、市として想定しているような年間170万人(1日5000人程度)の来園者はないだろう。(皮肉な話、来園者が少ない方が、希少生物にとっては若干住みやすい環境となるかもしれないが。)</p> <p>また、環境アセスメントでは、「人と自然のふれあい」ということも重要項目として掲げられている。水田での米作りは、まさに人と自然のふれあいを豊かに享受できる営為だ。それがテーマパーク誘致構想という荒い理由で、無残にもその機会がいつも簡単に消失してしまう、というのはSDGsの観点からも容認しがたいことである。勿論、暗渠化された相沢川からの取水による水田など論外である。</p> <p>また、いまある谷戸の水田は、豪雨時は遊水地化しまさに人の手を掛けないグリーンインフラ機能も発揮してきた、かけがえのないものである。地上式調整池3の新増設などという環境負荷の高い方法によらずに、現状を維持する形で、水田及びその周辺一帯をこのまま残すことはできないか。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p> <p>また、本事業の実施にあたっては、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の息息・生育環境の保全・創出を行うなど、残された自然をいかした緑豊かな公園とします。</p> <p>年間利用者数については、他の公園事例を参考に試算しました。</p> <p>なお、観光・賑わい地区の自然環境や水田の保全に関する御意見については関係部署に情報共有します。</p>

表 10.7(13) 意見書の内容と事業者の見解(13)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>環境アセスメント上も、今ある水田の消失というのは大問題のはずであり、だからその代償方法を真剣に検討する、というのは大切な姿勢と評価する。ただし、うわべの体裁だけ作ればそれでよい、というのではなく、実際に米作りが継続できるところまで実現して環境が保全されるのであり、それはまさに、「それを誰がやるか」という事にも関わってくる。この環境再生に当たっては、本事業の範疇においても、上記環境保護団体を巻き込んで、早い段階から今以上の規模での水田環境作りを進めていくようにしてほしい。</p> <p>また、この市民団体は、この近辺の自然観察会も催しており、多くの子どものために自然に親しむ機会を提供している。この地点は、人間の居住をふくむ生活環境から「適度に離れていた」こと、米軍が長期接収して人の手があまり加わっていなかったことから豊かな生物の生息環境があったのである。このことは、その周辺におけるカヤネズミ等の予想外の希少生物の生息報告が意見陳述の際にあったことからわかることだと思う。</p> <p>準備書ではその生息は確認されていないことになっているが、ここの地にカヤネズミが以前棲んでいたことは間違いないことだ。この「人と自然の適度な距離感」という観点からみても、公園を上瀬谷の南側に押し込めることにより、守るべき環境と人間との距離の短縮化が引き起こされ、本事業によつての十分な補償・代償は見込めないのではないか、と懸念する。このことから、「テーマパークエリアの縮小」や「物販などパークPFI的なものに占める割合をできるだけ抑える」方向での更なる検討を要望する。</p> <p>いまある環境の質を、事業以降もしっかり残していくことこそ、環境創造の名にふさわしいと思う。</p>	

表 10.7(14) 意見書の内容と事業者の見解(14)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設計画</p> <p>体験農園エリアについて 東地区の和泉川源流域の北側に約5haばかり予定している体験農園について、早い段階で市民の協力を得て一緒に事業を進める、というスキームがあってよいだろうと思う。個人的には、大学や自然系博物館等の専門家の意見を取り入れながら、近年注目を集め始めている「不耕起農法」の実験ができる農園がいい。その意味では、自然系博物館の分室をこの地域に誘致することも一案である。新たな都市農業のモデルケースを発信する拠点となればなお結構だ。またこれは、隣の日本庭園のスペースを減らしてでも面積を広げる価値はある。供用が20年後というのはあり得ない。早く実現してほしい。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、農体験や農福連携などの農的活動を通じた交流の推進を掲げており、体験農園では農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場として活用することを想定しています。体験農園の規模やどのような農体験を提供していくのか等、引き続き検討を進めていきます。 また、全面供用は令和25年頃を予定しますが、整備が完了したところから、順次、供用について検討していきます。</p>
事業計画	<p>施設計画</p> <p>生物多様性のための開渠について 谷戸には谷戸に適した動植物が生きている。谷戸をなくせばすべて死滅する。例えば湿地に適した絶滅危惧種のオオアカバナは現在の谷戸で元気に増えつつあり夏には花を咲かせている。小さい水路を作っても相沢川を暗渠にし谷戸を潰したら湿地に適した植物は育たない。相沢川を死の川にするべきではない。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>区画整理事業において、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。 公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	<p>施設計画</p> <p>様々な計画があるようですが、せめて施設内にある田んぼは残してほしいです。田畑特有の植物や昆虫、それをエサとする生き物を失いたくありません。今後確実に保護保全していかなければならない「自然」というぼんやりとしたものを理解していくためには、実物本物が重要です。また、「食」の問題も今後の課題のひとつです。子どもたちに学習の場が必要だと思います。 もうひとつは、相沢川を暗渠化しないでほしいです。川が死んでしまつては、どうやって貴重な生態系を守れるのでしょうか。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。 また、区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。 公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>

表 10.7(15) 意見書の内容と事業者の見解(15)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設計画</p> <p>意見3 公園事業(区画整理事業)地区を南北に通過する東京湾・相模湾分水界は、地区外の広範囲に及ぶ影響を避けるため、恣意的な変更を抑制するべきである</p> <p>補足3.1公園事業(区画整理事業)は分水界を意識した計画にするべきである</p> <p>4月21日の事業説明会時の質問に対して、分水界の認識はあるとの回答を得た。過去の検討等で分水界が如何に吟味され事業立案に反映されたかの報告があつてしかるべきである</p> <p>補足3.2公園事業(区画整理事業)着手前の地表面の起伏を示す地形図、東西・南北断面図を明確にすべきである</p> <p>一部断面図の提示はあるが上瀬谷の特異地形である分水界が意識されていない。八王子街道に面する崖は7.8mあり、この周辺から南に延ばす線から東西に下り勾配となる</p> <p>補足3.3公園事業(区画整理事業)造成後の予想する地表面の起伏を示す地形図、東西・南北断面図を明確にすべきである</p> <p>事業説明会で(公園事業地区の)断面図(地表面の変化を知る)の提示を要請したが、区画整理事業に質問するよう回答を得た。しかし公園事業区画は空白、すなわち現状維持と認識する</p> <p>補足3.4公園事業(区画整理事業)の造成完了・施設完成時に帷子川水系・境川水系へ流量は現状維持して、流域への環境変化をもたらしてはならない</p> <p>地表面の変化で、帷子川・境川水系へ流入する降雨・湧水・伏流水の影響を明確にすべきである。調整池の無水時の影響を明確にすべきである。</p>	<p>区画整理事業及び本事業では、分水界を踏まえた計画としており、整備後も帷子川水系及び境川水系への流量は、それぞれの流域への環境を考慮した計画としています。また、本事業においては、帷子川水系、境川水系の流域面積が変わらないよう、施設配置を計画しています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域内の造成は、区画整理事業によって行われるため、着手前後の地形状況については、区画整理事業の環境影響評価書の模式断面図である「図2.3-6」で確認できます。なお、本事業では必要に応じて不陸の整生や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。</p> <p>併せて、本公園の基本計画(案)において、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(16) 意見書の内容と事業者の見解(16)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>相沢川は公園用地北側で切り回し・暗渠化される予定で水質の劣化が見込まれます。その水を利用して公園内で草地・新たに新たに創造するのは難しいのではと思います。保全対象の動植物の移設・移植や公演開園までの管理などはどの機関で行うのでしょうか?なるべく早めに市民ボランティアを募るなどして管理運営に市民が関わられるようにしていただけたらと思います。</p> <p>行政によってすべて準備されるのではなく準備段階から関わることで開園後の環境保全にもつながるのではと考えます。</p>	<p>相沢川からの取水方法については、関係部署と協議しながら検討していきます。</p> <p>保全対象の動植物の移設・移植も含め、公園の管理については専門家等の協力を得ながら市で行います。</p> <p>併せて、管理において市民の皆さまのご協力をいただくことも検討していきます。</p>
事業計画	施設計画	<p>相沢川をわざわざ切り回して暗渠にすることは、公園整備事業には不必要と思います。なぜなら、川が死んでしまうからです。今からでも土地区画整理事業と連携して、川の暗渠化をStopするべきです。どうしても暗渠化するなら、理由を教えてください。</p> <p>もし、土地区画整理事業が担当というなら、そちらから回答を聞いてきて答えてください(同じ横浜市ですよ)</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	施設計画	<p>おととい5月6日(土)、横浜市金沢区の海の公園は、10時に駐車場1700台が満車になったそうです。この公園も、年間177万人来場者を見込んでいるとのこと。駐車場はこれで足りると思えません。</p> <p>駐車場を増やすか、来場者数を見直してください。</p>	<p>年間利用者数については、他の公園の事例をもとに試算しました。</p> <p>駐車場は、繁忙期を想定した休日の最大同時滞在者数から試算しています。</p>
事業計画	施設計画	<p>東地区北地区、水田環境を残してください。</p> <p>今のままでは、大谷戸が残っていた上瀬谷の自然は失われてしまいます。</p> <p>横浜市は、そんなにSDGsを蔑ろにするのですか。しないですよ。</p> <p>谷戸や里山を「創出」するのではなく、「残して」「生かして」公園を作ってください。</p> <p>作り物の、自然を破壊して行う花博のためではない、横浜市が百年先まで誇れる公園にして下さい。</p> <p>出来なかったら、花博も止めて、そのままの自然を残してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p>

表 10.7(17) 意見書の内容と事業者の見解(17)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>野球場が少なすぎます。 今までは三カ所ありましたよね。 せめて二カ所、野球場を作ってください。 出来なかったら、今の球場は残してこのような公園整備は断念してください。</p>	<p>硬式・軟式野球や少年野球、ソフトボールなどができる野球場を計画しています。 加えて、多目的広場においても、少年軟式野球やソフトボールの利用を想定しています。</p>
事業計画	施設計画	<p>2006年に「より良い自然環境を次の世代に引き継ごう」とボランティア団体を立ち上げ活動してきました。 開発計画の総論では「開発対象地域の自然が非常に貴重なもの」と捉え保全することを謳っています。これは大変妥当であり敬意を表します。しかし、実際に打ち出されている計画ではあまりにもその言葉に合致しない内容になっていると言わざるを得ません。水に関連したことについて3点要望があります。 1点目、相沢川を多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきです。 川の暗渠化では川は死んでしまいますし、多額の工事費がかかります。現在の相沢川は3面コンクリートです。 多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきです。相沢川の源流域は谷戸の状態が保たれています。</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。 公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	施設計画	<p>2点目、『環境保全ゾーン』に水田を設定してください。大谷戸は瀬谷区最後の水田のある谷戸です。私たちは14年に亘って「冬みず田んぼ」で稲作を行ってきました。水田は豊かな生態系を生み出し、日本の原風景としても貴重であり、「環境教育」の絶好のフィールドになります。『環境保全ゾーン』に水田を設定してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p>

表 10.7(18) 意見書の内容と事業者の見解(18)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設計画</p> <p>・ガーデン1に予定されている大花壇は里山ガーデンにあるような季節毎に植物を全入れ替えするような形式のものですか? そうだとしたら</p> <p>①真横に予定されている相沢川の保全対象種の生息環境にあるはずの在来植物に影響はありませんか?</p> <p>あるとしたら影響を無くすための措置は考えていますか?</p> <p>②この大花壇は2027年国際園芸博覧会のレガシーとして遺されるものと考えてよいですか?</p> <p>そうだとしたら季節毎に植物を全入れ替えするような形式はSDGsを謳った国際園芸博覧会のポリシーに反するものと考えられませんか? 環境創造局 公園緑地整備課としての意見をお聞かせください</p>	<p>事業者の見解</p> <p>ガーデン1に隣接する大花壇については、区画整理事業において整備される保全対象種の生息環境への影響を含めて、引き続き検討していきます。</p> <p>園芸博のレガシーとして遺される施設は、園芸博計画の進捗に応じて、園芸博協会と協議しながら、検討していきます。</p>
事業計画	<p>施設計画</p> <p>・公園内に5ヶ所整備1000台分されるといいう駐車場のそれぞれの駐車台数を教えてください</p> <p>またこの駐車場は国際園芸博覧会と共通のものでですか? いつ頃完成して使用可能になりますか?</p>	<p>事業者の見解</p> <p>本公園に整備する予定の駐車場は次の通りです。</p> <p>西地区駐車場 約180台 北地区駐車場 約270台 中央地区駐車場 約40台 東地区(北)駐車場 約460台 東地区(南)駐車場 約110台</p> <p>なお、警察等の関係機関との協議等により変更する可能性があります。また本事業の駐車場は園芸博後の整備を予定しており、公園の供用開始時期と合わせた整備を検討していきます。</p>
事業計画	<p>施設計画</p> <p>・土地区画整理事業の説明会では海軍道路の桜を一部公園内の桜広場に移植すると言っていました</p> <p>①この計画を公園緑地整備課は把握していますか?</p> <p>②把握しているとしたら歳を経た桜の移植はどの程度可能だと考えていますか?</p>	<p>事業者の見解</p> <p>令和4年10月に策定した「旧上瀬谷通信施設地区新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を踏まえて、区画整理事業を所管している都市整備局において、健全度の高い木を公園に移植することを検討しています。</p> <p>海軍道路の桜については、健全度が高い樹木を対象として、樹木医等の専門家の意見を聞きながら、移植の可能性について、検討を行うものと考えます。</p>

表 10.7(19) 意見書の内容と事業者の見解(19)

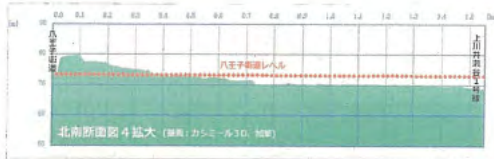

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施工計画</p>	<p>意見4 全体計画が決定するまで全ての工事を控えるべきである</p> <p>補足4.1第一次整備工事の工事用車両ルート・八王子街道側は出入口の切下げ必須であり、着手時点で不可逆的な地形変化をもたらす。ルート断面等仕様を明確にすべきである。併せて汚濁等を含む雨水の挙動も明確にすべきである</p> <p>計画では武相国境・分水界付近がルートであり、最も地形変化が大きくなるだろう。位置がずれても北側の崖であれば大差ない</p> <p>参考:八王子街道側工事用車両ルート断面推定</p>  <p>補足4.2「旧上瀬谷通信施設における土地の所有状況(平成27年6月30日返還時)」において、北側・相沢川東側に旧通信施設への進入路と思われる突起状の土地が明記されている。その後は抹消されているが工事用車両ルートに利用すれば一時的でも地形変更が遅延でき、検討すべきである</p> <p>かつて参加した説明会で私有地だからとの説明があった。私有地を計画から除外するなら、45%が私有地であるこの事業自体が成立しない</p> <p>参考:旧上瀬谷通信施設における土地の所有状況(平成27年6月30日返還時)</p>  <p>(次ページに続く)</p>	<p>関連事業の計画を踏まえながら、本事業の工事実施に必要な手続きを適切に行ったうえで、工事に着手していきたいと考えています。</p> <p>また、本事業では、区画整理事業で整備する道路も含め、既存の道路や橋を生かした工事用車両の走行ルートを検討しています。</p> <p>また、汚濁等を含む雨水の挙動については、準備書の評価項目「水質・底質」の細目「公共用水域の水質」で予測評価を行い、早期緑化などの環境保全措置により水質を悪化させないように、努めていきます。</p> <p>補足4.2に記載の工事用車両ルートについてのご意見については、関係部署にも情報共有させていただきます。</p>

表 10.7(20) 意見書の内容と事業者の見解(20)

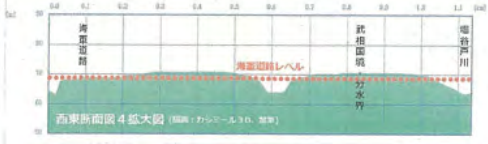
項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施工計画</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>補足4.3海軍道路ルートは相沢川段丘部分を通るので低地の埋立が必要であり、着手時点で不可逆的な地形変化をもたらすが、ルート断面等仕様を明確にすべきである。併せて汚濁等を含む雨水の挙動も明確にすべきである</p> <p>この際の河川は生物への影響は一際大きいと思えるが、仮橋を検討すべきである</p> <p>参考:海軍道路側工事用車両ルート断面推定</p> 	
<p>事業計画</p> <p>防災計画</p>	<p>今の事業の進め方を見て、治水対策が決まっていないこと、広域避難場所の代替地さえ決まっていないことなどを考えると、瀬谷区民や相沢川沿いの下流国民は、水に流されたり、火に巻かれて死ぬ！と言われているようで絶望的になります。私たちはホトケドジョウ様いかではありません。税金も納めています。</p> <p>まともな行政をお願いします。</p>	<p>区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>また、区画整理事業や本事業の工事中及び公園供用後の広域避難場所については、区画整理事業と連携しながら、上瀬谷地区全体の土地利用を含めて、地域の皆さまが安心して暮らすことができるよう、防災関係部署と調整し、近隣住民の皆様にも周知していきます。</p>
<p>事業計画</p> <p>防災計画</p>	<p>・防災機能について 公園整備事業と共通する土地区画整理事業の環境影響評価審査会で「公園機能と大型重機が入り出す防災拠点機能は並び立たない」「公園機能と防災拠点を同じ場所にすると共倒れになる」と明確に指摘されました</p> <p>①この事について岩ヶ谷課長は「私共は環境影響評価審査会には出席できないので把握していない」と発言されましたがこれは確かですか?またアセスメントを共有する公園整備事業の担当課が「把握していない」で環境を護る事ができるとお考えですか?</p>	<p>区画整理事業の環境影響評価審査会では、ご意見のとおり、防災拠点と生態系保全の場所の重複についての指摘があり、区画整理事業の準備書に対する横浜市長意見として、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の事業計画地内における防災拠点計画とそれに伴う環境配慮を当該事業者へ引継ぐ際には、多様な生物の生息可能なエリアとヘリポートなど災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、生態系の保全が図られるよう配慮を求めてください。」とあります。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(21) 意見書の内容と事業者の見解(21)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>防災計画</p>		<p>(前ページからの続き)</p> <p>また、本事業に対する方法市長意見として「対象事業実施区域内の生態系保全エリアと災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、災害時の機能を十分に維持しつつ、生態系の保全も図られるよう配慮を検討し、準備書に記載してください。」とあります。</p> <p>これらを踏まえ、本事業においても、災害時には西地区のスポーツ施設や中央地区の桜広場等を活用するものとして、区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池及び保全対象種の生息環境が災害時に活動拠点として活用するエリアと重ならないよう配慮しました。</p> <p>なお、説明会における、この趣旨のご意見に関しては、「審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのは相応しくないという意見であったと認識しています」と回答しています。</p>
<p>環境影響評価</p> <p>温室効果ガス・生物多様性</p>	<p>2 生物多様性・温室効果ガス</p> <p>悪化しかいない公園事業だけの評価に なんの意味があるのかわからないが、現在、バスや車でしか行けない場所であり、万年渋滞地域にある。工事を20年も行い、環境に配慮できているわけがない。水田も潰し、土地は全改変。生物は一旦、全滅させる。 このような環境破壊を認めるなら、環境アセスは税金の無駄である。</p>	<p>環境影響評価制度の手続を通じて、事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価し、適切な環境保全措置を検討し、事業計画に反映いたします。これにより、事業の実施による環境への著しい影響の発生を未然に防止することに努めます。</p> <p>生物多様性については、区画整理事業により全域が改変される可能性があります。相沢川や和泉川周辺では保全対象種の生息・生育環境が創出されます。また、本事業では、既存樹林地の保全、植栽等による草地、樹林地の創出などの配慮を行います。</p> <p>また、供用後の来園車両等の走行に伴う交通混雑についても予測を行っています。</p>

表 10.7(22) 意見書の内容と事業者の見解(22)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>和泉川源頭部の希少生物の保全措置について 東地区の和泉川源頭部では希少生物のホトケドジョウの生息が確認されている。この生息環境を創出する位置づけで調整池4の工事が土地区画整理事業の担当で行われる。しかしこの調整池の工事そのものによって、却ってホトケドジョウがいなくなる危険性もなしとはしない。市側からの回答は、専門家の意見を聞きながら土地区画整理事業と連携してやっていく、との具体性を欠くものであった。 方法が確定できないのなら、生息環境保全のための組織体制等を文書上で明確化していただく等の担保を頂きたいものだ。ホトケドジョウの生息のための外部環境は作りましたが、肝心のホトケドジョウは消失しました、或いはホトケドジョウは生き延びましたが他の種の目配せは行き届かず死んでしまいました、等というのは笑い話にもならない。計画はより具体性をもってこそ、市民の納得が得られる、というものだ。</p>	<p>和泉川源頭部のホトケドジョウに関する環境保全措置については、区画整理事業が主体となり本事業と調整して実施します。区画整理事業の事後調査計画書では、保全対象種の移設・移植は、工事計画を踏まえ、相沢川及び和泉川に保全対象種の生息・生育環境を創出後に実施される計画です。具体的な工事計画は区画整理事業において検討中ですが、専門家等の意見を踏まえて、工事前の確認適期に保全対象種の確認を行い、各保全対象種の移設・移植適期に移設・移植を行うとしています。 また、動物については、工事中に保全対象種が確認された場合には、創出した生息環境もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。創出する生息環境の受け入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難、対象事業実施区域外への移設を検討するとしています。 なお、ホトケドジョウに関しては、和泉川調整池及び小水路の整備に先立ち、専門家の指導の下、ホトケドジョウを捕獲し、水槽等に移設・飼育し、調整池及び水路が完成し、環境が安定した後、水路に戻す予定です。さらに、整備した環境に様々な生物が生息できるよう、順応的な管理を行います。</p>

表 10.7(23) 意見書の内容と事業者の見解(23)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>説明会に参加。 上瀬谷の生物多様性を知るにつけ、工事で生物がいなくなってしまうのではと危惧している。 準備書p. 6. 2-116～117「ある程度現況に近い状態に回復すると予測します」とあるが、どのようにしてそれがわかるのか。「現況に近い」と判断するのは誰か？現況はどのようなもので、回復とはどの指すのか指すのか、判断基準を教えて欲しい。上瀬谷の自然を是非回復して欲しいという意見とともに、回復するためには相沢川の暗渠化は回避するべきと言う意見を申し添える。 また、説明会では幾度も「環境保全目標を達成するものと評価する」と読み上げられた。私にはそれは無理では？と説明会での一方的な読み上げでは納得がいかなかった。 準備書p. 6. 2-116～117 供用時に注目すべき動物が挙げられているが、これら生物の具体的な保全策を知りたい。説明会では「これから専門家と相談して決めていく」という説明だったが、「これから決めていく」のに、どうして「環境保全目標を達成するものと評価する」事が出来るのか。理解できない。 1、生物の具体的な保全策は、いつ、専門家と相談するのか。 2、生物保全のための予算は、今年度、次年度、次時年度はいくら確保しているのか。教えて欲しい。</p>	<p>本事業では対象事業実施区域を植生、地形及び利用等の状況から4つの地域に区分し、各地域で確認された注目すべき種の生息環境が現況と比べ、どの程度回復するかを予測しています。 現況は区画整理事業の工事実施前の状況を示しており、各地域の注目すべき種の生息環境は準備書p. 6. 2-102～6. 2-103に示すとおりです。 区画整理事業の造成工事によって全域が改変される可能性があります。相沢川及び和泉川周辺において、区画整理事業が主体となって保全対象種の生息環境と動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）を整備する計画であり、本事業では、その周辺において既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、草地の創出、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。 そのため、注目すべき種の生息環境は現況に近い状態に回復すると予測します。 本事業で実施する環境の保全のための措置は、準備書p. 6. 2-119～6. 2-122に示すとおりです。ただし、施設の供用及び土地利用の変化に伴う動物への影響については影響予測に不確実性があると考えられます。そのため、環境保全措置の実施により対象事業実施区域内の環境が適切に再生・復元されているか把握するため、事業者で事後調査を実施し、事後調査結果報告書を公表します。事後調査結果報告書では、調査結果を予測結果や環境保全目標と対比し、これらの内容が著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与える恐れがないかを検証します。 また、公園内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。 (次ページに続く)</p>

表 10.7(24) 意見書の内容と事業者の見解(24)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	生物多様性		<p>(前ページからの続き)</p> <p>なお、専門家へのヒアリングは今年度中に実施する予定です。</p> <p>また、生物の生息・生育環境の保全創出など生物保全の取組は、公園整備全体の中で行うものであり、個別に計上しておりません。</p>
環境影響評価	生物多様性	<p>『6.2生物多様性(動物)』について “環境保全目標”に、「影響を最小限に留めること」との記載があるが、この記載だと「影響はある」ということとなり、「最小限」というのも曖昧過ぎて捉え方次第でどのようになってしまう。(もし甚大な影響があるとしても「最小限」という表現にできてしまう)</p> <p>また、“予測結果の概要”には「影響はほとんどないと予測」と記載されているが、その根拠が示されていない。夜間作業を行わないからといって、そこに生息する動物への影響がないとは到底思えない。</p> <p>また、仮囲いの設置についてはどのような仮囲いがどの位置にどれくらい設置されるかも記載されておらず、仮囲いがあることによって、騒音や照明、振動がどれくらい提言されるかも示されていない。これでは「環境保全のための措置を講じているため動物への影響を最小限に留めている」とは言えない。まずは具体的な根拠および数値、根拠を出した有識者の詳細を明らかにすべきである。</p>	<p>環境影響の予測評価については、本事業に加え、現在示されている区画整理事業の工事中、及び供用時のデータも用いて、可能な限り他の事業の影響を含め行いました。</p> <p>これを踏まえ、生物多様性については、隣接する瀬谷市民の森等や区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に生息する動物に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を予測しています。本項目は、隣接する瀬谷市民の森等に生息する動物に対して工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の低減を図るため、環境保全目標は「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること」として、現地調査結果と施工計画を踏まえ、定性的に予測しています。工事中は作業時間を順守するとともに仮囲いを設置することから、工事に伴う夜間照明の影響はほとんどないと予測します。</p> <p>なお、仮囲いは、準備書p.6.9-19、6.9-21～22に示すとおり、高さ3mの鋼製仮囲いを工事エリアの外周部に設置する計画です。鋼製仮囲いの透過損失は、「建設工事騒音の予想モデル”ASJ CN-Model 2007”」(一般社団法人日本音響学会誌 第64巻4号 平成20年4月)より、20デシベルと設定しています。これらを根拠に予測を行っています。</p>

表 10.7(25) 意見書の内容と事業者の見解(25)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>『6.4生物多様性(生態系)』について ここでも”環境保全目標”が「影響を最小限に留めること」となっている。これでは目標が無いのと同然であり、どれほどの影響があったとしても「影響を最小限に留めた」と言えてしまう。 具体的な数値を出した目標設定とすべきである。 また、”予測結果の概要”に記載があるように、タヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測するというのは信頼できない。 タヌキが夜行性だからといって夜間作業を行わないから影響がないとは言えない。昼間の作業による振動や騒音でも大きく影響するものと考えられる。 また、夜間作業は行わないとしても工事による影響は「深くある」と考えられるのに「影響はほとんどないと予測します。」などと記載するのは詐欺行為に近い。 ホトケドジョウについても、「生息環境を創出する」と記載はあるものの、そんなに都合よくホトケドジョウは棲み処を引っ越ししてくれるわけではない。現在の棲み処が無くなってしまえば全滅する可能性もある。ほかの場所に移動して適応していくような強い生き物ではない。</p>	<p>環境影響の予測評価については、本事業に加え、現在示されている区画整理事業の工事中、及び供用時のデータも用いて、可能な限り他の事業の影響を含め行いました。これを踏まえ、生物多様性については、隣接する瀬谷市民の森等や区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に生息・生育する動植物に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を予測しています。本項目は、隣接する瀬谷市民の森等に生息・生育する動植物に対して工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の低減を図るため、環境保全目標は「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること」として、現地調査結果と施工計画を踏まえ、定性的に予測しています。 対象事業実施区域南東部の瀬谷市民の森と隣接する樹林地を保全する計画であり、工事エリアの外周部に仮囲いを設置することから、瀬谷市民の森等に生息するタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。 ホトケドジョウに関しては、和泉川調整池及び小水路の整備に先立ち、専門家の指導の下、ホトケドジョウを捕獲し、避難先として水槽等に移設・飼育する予定です。その後、調整池及び水路が完成し、環境が安定した後、水路に戻す予定です。</p>

表 10.7(26) 意見書の内容と事業者の見解(26)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>瀬谷環境ネットの(伏字)です。 意見書として添付ファイル(1)にWord文をアップロードしました。 添付ファイル(2)に意見書内の野鳥、植物の写真のPDFをアップロードしました。 意見書内の瀬谷環境ネットだよりは下記で見ることが出来ます。 https://seya-kankyo-nt.hatenablog.com/ よろしくお願ひします。 (次ページに続く)</p>	<p>本事業における動物及び植物の現地調査は、区画整理事業の現地調査結果を活用していますが、準備書の資料編1.1生物多様性(動物)、1.2生物多様性(植物)に記載のとおり、現存植生図、微地形(標高地形)、流域の重ね合わせにより、本事業の対象事業実施区域の自然的環境の特徴を整理し、動物・植物の調査地点の妥当性の検討を行っており、本事業の対象事業実施区域における調査地点の設定は適切であると考えています。</p> <p>ただし、提供された種(写真)のうち、これまでに区画整理事業で実施した現地調査で確認されていない種も対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する可能性があると認識していますので、今回提供された情報は区画整理事業とも情報を共有し、今後、区画整理事業において、工事中に実施される事後調査では、提供された種にも留意して調査を実施するとともに、提供された種(写真)のうち、準備書「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(1)③動物の注目すべき生息地 表3.2-21」(p.3-74~3-76参照)及び「第3章 3.2.5動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2)③植物の重要な種及び重要な群落 表3.2-25」(p.3-82~3-84参照)に示す法令や規制等の選定基準に当てはまる重要な種が確認された場合には、区画整理事業の評価書に示した環境保全措置により適切に対応される計画です。また、本事業においても、区画整理事業と連携しながら環境保全措置に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

表 10.7(27) 意見書の内容と事業者の見解(27)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>(前ページからの続き) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について 意見書 動物(鳥類) オオジシギ 環境影響評価準備書6.2-21ページ 注目すべき種 表6.2-8に載っていないオオジシギについて、環境省カテゴリ「準絶滅危惧(NT)」です。2022年9月に対象事業実施区域内で確認しています。オオジシギが休息できる環境を創出して欲しい。</p> <p>ホオアカ 環境影響評価準備書6.2-41ページ・・・確認されませんでした。 2019年11月に区域内で確認しています。ホオアカは神奈川県の絶滅危惧Ⅰ類です。ホオアカの住める環境を残すまたは創出してほしい。</p> <p>キセキレイ 環境影響評価準備書6.2-40ページ・・・確認されませんでした。 2022年8月に区域内の相沢川(3面コンクリート水路内)で確認しています。キセキレイが棲める環境を残すか創出してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>	<p>(前ページからの続き) 提供された種への対応は、以下のとおり計画しています。 オオジシギは夏鳥として飛来し、本州中部以北の草原で繁殖、春と秋の渡の時期に水田に飛来します。 ホオアカは草原や灌木の点在する草原で繁殖し、非繁殖期は低地の水田の畔や河原の草地に生息します。 キセキレイは留鳥・漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息し、主に水辺で水生昆虫を捕食します。 ゲンジボタル、サワガニ、マシジミ(タンスイシジミ)は、いずれも沢に生息します。 タコノアシは湿地や湿った河原に、アマナは草地、林道、畦、オオアカバナは河畔など湿り気のある明るい草地、イチリンソウは丘陵地の広葉樹林帯林縁や林床及び草地、ヒトツバハギは丘陵の林縁、ワレモコウは陽光な草地、スズメウリは林縁や原野等、ツリガネニンジン(ツリガネ)は丘陵の草地や明るい雑木林内、キツネノカミソリは林床、ヤブカンゾウは土手や田の畔に生育します。</p> <p>本事業の実施にあたっては、区画整理事業により、相沢川及び和泉川周辺において保全対象種の生息・生育環境の創出及び動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池4)の整備が行われる計画です。また、本事業では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地の創出など多様な環境を保全・創出することにより、様々な動植物の生息・生育が可能な環境を創出する計画としています。ご意見いただいた生物種が引き続き生息・生育できるよう、努めてまいります。</p> <p>また、生物の移植・移設については、区画整理事業と連携し検討します。</p>

表 10.7(28) 意見書の内容と事業者の見解(28)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>生物多様性</p> <p>(前ページからの続き)</p> <p>昆虫類 ゲンジボタル</p> <p>環境影響評価準備書6.2-92ページ ゲンジボタルについて表6.2-20区域外(6)で確認されていると有りますが、区域内の(4)でも確認しています。特に区域内の(4)の水路ではゲンジボタルの幼虫を確認しています。</p> <p>環境影響評価準備書2-13ページの②和泉川周辺(土地区画整理事業・・・の創出)の場所に現在もゲンジボタルが生息しています。この環境を壊さないようにゲンジボタルが生息できる環境を創出してほしい。</p> <p>相沢川流域ではサワガニやタンスイシジミを確認しています。環境影響評価準備書2-15ページの環境保全措置場所に移植や移入をして種を残してほしい。</p> <p>(次ページに続く)</p>	

表 10.7(29) 意見書の内容と事業者の見解(29)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>(前ページからの続き) 植物 タコノアシ 環境影響評価準備書6. 2-21ページ タコノアシについて「対象事業実施区域内では、確認されませんでした。」となっていますが、瀬谷環境ネットの観察会で毎年確認しています。</p> <p>アマナ 環境影響評価準備書6. 3-22ページ アマナについて「対象事業実施区域内では、確認されませんでした。」となっていますが今年3月19日にアマナの花を確認しています。</p> <p>オオアカバナ オオアカバナの自生は神奈川県では瀬谷だけです。環境省カテゴリは「絶滅危惧ⅡI(VU)」で、移植ではなく種の採取で増やしてほしいと思います。</p> <p>上記以外にも、イチリンソウやヒトツバハギ、ワレモコウ、スズメウリ、ツリガネニンジン、キツネノカミソリ、ヤブカンゾウ等は区画整理区域内にあり、環境影響評価準備書2-15ページの環境保全措置場所に移植や移入をして種を残してほしい。上記生物は「瀬谷環境ネットだより」に毎月の観察記録として載せています。</p> 	

表 10.7(30) 意見書の内容と事業者の見解(30)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>生物多様性</p>	<p>意見5 環境アセスは事業完了時の地形・施設を前提にして評価されるべきであり、時系列的な地形・施設の変化を加味して評価すべきである</p> <p>補足5.1環境アセス委員に提示される情報は公平・公正を確保すべきである</p> <p>「令和3年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録」に、委員は「事業者から多様性に配慮するような場所は見せて貰っていない」との主旨の発言がある</p> <p>補足5.2生物多様性をいかに確保するか絶滅するか、時系列で明確にすべきである</p> <p>例えば「土地区画整理事業により保全対象種の生育環境が創出されます」と云うが、問題は環境の創出でなく現状の生物が移植・移動されつつ生命を継続できることが肝要である。再生の言葉を見かけるが、絶滅した生命を再生はできない</p>	<p>本事業は、区画整理事業で造成工事を行った後、必要に応じて整地や施設整備を行うものであり、本事業における環境影響への予測及び評価については、区画整理事業による敷地の造成が完了した後に対するものとなっています。</p> <p>区画整理事業の環境影響審査会でご指摘のご意見が出されたことは承知していますが、それを踏まえ提出された区画整理事業の評価書を参照し、横浜市環境影響評価技術指針に基づき適切に予測評価を行い、今回の準備書を作成しています。</p> <p>また、区画整理事業において、保全対象種の生息・生育環境の創出を行いますが、区画整理事業の事後調査計画書では、工事前の確認適期に保全対象種の確認を行い、各保全対象種の移設・移植適期に移設・移植を行い、実施にあたっては必要に応じて専門家に意見を求めながら進めるとして</p>
<p>環境影響評価</p> <p>生物多様性</p>	<p>・生物多様性について 注目すべき種の動植物を工事中「保護するために一時移設保護するかどうかは検討中」と岩ヶ谷課長が説明会で発言されましたがその後どうなりましたか?</p> <p>①一時移設保護しないと生態系が壊れ注目すべき種の動植物は絶滅するおそれ大きいと思われませんが 環境創造局公園緑地整備課の見解をお答えください</p> <p>②注目すべき種のなかで殊にオオタカに関しては「生態系ネットワークの形成に寄与する」とされ神奈川県オオタカ保護指導指針で細かく指定された保護法がありますがこれは守られますか?</p>	<p>注目すべき種のうち、相沢川、和泉川における保全対象種の移設、移植については、区画整理事業で行いますが、区画整理事業の事後調査計画書では、創出する生息環境の受入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難やトロ船等の人工池への仮移植を検討するとしていますので、適切に対応されると考えています。</p> <p>オオタカについては、区画整理事業における現地調査の中で生息を確認しているため、神奈川県オオタカ保護指導指針に拠り、オオタカの生息環境の保全を図ります。</p> <p>区画整理事業の環境影響評価書では、保全対象種のオオタカに係る環境保全措置として、工事の実施の際の逃避経路の確保と工事の分散化、作業時間の順守等、及び土地又は工作物の存在及び供用の際の周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出が示されています。本事業においても、これらを前提に工事中の配慮を行い、また、本事業は樹林地や多様な草地環境を保全・創出することを踏まえて影響を予測しています。</p>

表 10.7(31) 意見書の内容と事業者の見解(31)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>水循環</p>	<p>現在、自宅庭で使用しております鯉飼育用の井戸についてご相談です。準備書対象地域外で影響は少ないものと考えておりますが、水循環（湧水の流量）の面で心配をしております。また、この井戸は災害時の地域活用も考えております。</p> <p>事前の湧水の流量と事後の湧水の流量の調査を希望いたします。</p> <p>2027年花博の成功と公園整備事業の地域活性化を心より願っております。</p>	<p>本事業では、湧水のある和泉川、堀谷戸川については、湧水の状況を調査した上で、予測評価を行っています。</p> <p>事後調査としては、和泉川の湧水については、工事期間全体と全体供用開始後に調査する計画としています。一方、堀谷戸川の湧水については、集水域が対象事業実施区域外にも広がっており、本事業による堀谷戸川への影響は小さいと予測されるため、本事業で事後調査は行う予定はありません。</p> <p>なお、区画整理事業では、堀谷戸川の湧水について工事期間中と工事完了後に事後調査を行う計画としています。</p>
<p>環境影響評価</p> <p>水循環</p>	<p>治水の問題</p> <p>意見陳述の際、近年の和泉川の水位の不安定化について指摘されている。この原因は源流部北部の造成などによる土地改変がひとつ大きな原因ではないか、という推定だ。さらに今回説明会会場からの質問・指摘があったが、この上瀬谷の東端には側は武相国境の分水界(周囲より5~10m位高い分水嶺とってよい)があり、ここが切土盛土で平坦化されてしまうと、それによって分水界は変化、相模湾に向けて南側に流れていく和泉川水系の流量、堀谷戸川を經由して東京湾に向けて東側に流れていく帷子川水系の流量、同じく相模湾に向かう相沢川系への流量(土地区画整理事業により切り直し暗渠化が計画されているので、まだ計画が固まっていない調整池に流れ込む雨水排水から相沢川に流すのであろうが)のバランスが崩れてしまうリスクにどのように対応できるのかに関し、個人的にも大変心配している。会場からの質問は、造成後の地形を考慮に入れた環境影響評価をしたのか、ということであった。これも、主に担うべきは土地区画整理事業の方なのだろうが、今回の説明会では公園事業者からはまともな回答はなかった。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>区画整理事業及び本事業では、流域を踏まえた計画としており、整備後も帷子川水系及び境川水系への流量は、それぞれの流域への環境を考慮した計画としています。また、本事業においては、帷子川水系、境川水系の流域面積が変わらないよう、施設配置を計画しています。</p> <p>併せて、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池が、各流域に1箇所以上整備され、各流域への流量は維持されるものと認識しています。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(32) 意見書の内容と事業者の見解(32)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p>水循環</p> <p>(前ページからの続き) 特に、豪雨時の河川氾濫に対しては、調整池で対応できる可能性は高いと思うが、それ以外の時期の、水位変動とくに水涸れやその長期化による、下流の生態系への影響が気になる。前述のように、近年の、冬季の水位低下という変動が観測されている和泉川への影響への配慮は十分行っていないか、と素人目に危惧している。できればそのようなことをやる必要がないように、分水界近辺の切土盛土工事をやらないのが一番良い。その方向の再検討をお願いしたい。</p> <p>一方、瀬谷市民の森側から連続性に配慮して、樹林を東地域に育成する計画はあるようだが、これを和泉川水系の治水にさらに資するように、説明会で図示されたものより質量ともに上回る植樹計画を是非検討し、かつ実現してほしい。公園事業で生じる環境へ影響に配慮する(一番深刻なのは土地区画整理事業で生じる環境への影響であることは間違いないが)、というところから一步踏む込んだ計画の立案こそ、環境創造の仕事だと考える。(勿論、それをおこなっても、かつてあった豊かな自然環境の復活を超えるものではない、のだが。)</p>	<p>(前ページからの続き) 併せて、基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(33) 意見書の内容と事業者の見解(33)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	水循環	<p>湧水について</p> <p>相沢川沿いの谷戸には農業用水路があり相沢川から取水していない冬季においてもかなりの水量がある。この水路の水は大部分は上瀬谷跡地からの湧水であり、この湧水には冬季でも様々な生物が生息している。これらの生物を保全する計画を示して欲しい。水路の保全が最も望ましい。</p> <p>また東地区の湧水が周辺の開発によってなくなる心配もある。桜広場や庭園によって大勢の人が入り込めば湧水は当然減少する。木道を作る。桜広場は縮小するなどの対策が必要である。</p>	<p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>また、本公園は相沢川や和泉川の上流域に位置しており、公園整備に伴う雨水浸透量の減少を防ぐことは大切な観点だと考えています。基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(34) 意見書の内容と事業者の見解(34)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>水循環</p>	<p>1 川の水質低下・治水環境が変わり下流域に影響</p> <p>コンクリートやアスファルトで造成される場所のほとんど雨水は、貯水池に集まります。地下へ吸収される雨水は、激減します。跡地は、和泉川・堀谷戸川の源流域であり、水質の低下と水量の増減が予想されます。水質が低下すると、現在の良好な環境にある和泉川のホテルドジョウやホタルを含む生物がいなくなります。</p> <p>湧水についても、図に載っていないもの(相沢川から引き込んでいる農業用水路へ西側台地の至る所から染み出しています。)があり、それを市に問い合わせても、「全ての湧水は保護も何も検討していないので、載っていないものがあっても問題ない」とのことでした。他の川と水系の違う堀谷戸川の流入量が変わると、下流の帷子川・境川の水量に変化が出る可能性も否定できません。大門川・相沢川を引きまわして、暗渠し、コンクリートで土地を覆うわけですから、下流地域の地水面での影響もはかり知れません。水害が起きてからでは遅いです。各事業単位の影響調査をしている限り、本当の姿が霞み、影響は大きくなっていきます。そもそも、土地の規模からして、事業者の資料が足りておらず審議する時間も、人も足りていません。公園事業含む、全事業を水環境面での甘すぎるアセスをしっかりと見直してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討し、ホテルドジョウなどが生息する水路への湧水を維持する計画です。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>また、各流域の治水については、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>環境影響評価制度の手続を通じて、適切な環境保全措置を検討し、事業計画に反映いたします。これにより、事業の実施による環境への著しい影響の発生を未然に防止することに努めます。</p>



表 10.7(35) 意見書の内容と事業者の見解(35)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>水循環</p>	<p>3点目、開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。私は10数年、毎日東山の水辺で和泉川の水位を中心に、観測・観察を続けています。近年の異常気象にも影響されて水位が不安定になり、それに従って生物多様性が弱まっています。本年2月は「瀬切れ」が14日、「干上がり」は8日もありました。和泉川の水の半分は開発対象地域からの湧水です。開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。瀬谷区の災害用井戸の水もこの地域から供給されています。</p> <p>環境問題は、単なる理想ではなくて、対処すべき今日的な課題になっていると思います。次世代のために。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画において、グリーンインフラを活用し、緑を生かしたまちを目指すとしています。</p> <p>また、本公園は相沢川や和泉川の上流域に位置しているため、雨水の浸透を図ることは大切なことと考えています。基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留碎石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>
<p>環境影響評価</p> <p>土壌</p>	<p>3 地下、地質調査についてが全く足りていない。昨年10月、旧日本軍の遺構調査中に、砲弾が発見されました。また、これまでの国の汚染土壌調査は一度目の報告では地歴で汚染の高そうな場所だけを選び、0.5mの深さまでの調査しかされず、国有地だけで56カ所の汚染でした。追加の報告では、ウド栽培をしていた施設の撤去に伴い、1mの深さまで調査し、9カ所追加で汚染がみつかっています。その面積は834.56m²で、上瀬谷全体242haのたった0.0345%の広さを調べての9カ所です。</p> <p>(単純に掛け算すると、全エリアを深さ1mまで調査すると、27,000カ所の汚染が見つかります。)戦後77年経っても砲弾が見つかり、わずか0.0345%の広さでも1mの深さまで調査して9カ所も汚染が見つかる。このことからして、上瀬谷基地跡地は地下・地質調査は、全く足りていません。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>土壌汚染調査については、当地区の全域を対象に区画整理事業において、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、旧日本海軍施設及び米軍上瀬谷通信施設等の土地利用の履歴を踏まえて、土壌汚染のおそれがある区画の詳細調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、国有地66区画、民有地・公有地22区画の基準値超過を確認しており、民有地・公有地の2区画は既に除去済みとなっています。今後は、深い位置で土壌汚染が確認された1区画を除き、全て掘削除去を行っていく予定です。</p> <p>また、地下については、既往の調査の他、砲弾などを対象とした磁気探査調査を実施するなど、安全性を確保しながら進めていきます。</p>

表 10.7(36) 意見書の内容と事業者の見解(36)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>土壌</p>	<p>(前ページからの続き)</p>	
<p>環境影響評価</p> <p>土壌</p>	<p>・公園予定地内の土壌汚染について最近問題になっているPFOS PFASについては国の基準ができてから調査するとの説明会での答えでしたが</p> <p>①国の基準はいつできると予想していますか?</p> <p>②令和5年度に工事着手との事ですが国の基準が出来るまで工事は進めないのですか?</p>	<p>PFOSなどの有機フッ素化合物 (PFAS) については、現在、国が専門家会議を設置し、対応の検討を進めていますが、基準や対応方針の策定時期については明らかにされていません。</p> <p>工事着手時点での法令に基づき、適切に実施していきますが、国が基準や対応方針を示した段階で、その状況を踏まえ、対応を検討します。</p>
<p>環境影響評価</p> <p>騒音・地域社会</p>	<p>新しい道路の建設による交通渋滞・騒音が細谷戸・東野地域で起こるのではと懸念されます。</p>	<p>来園車両等の走行に伴う交通混雑(自動車)は、細谷戸・東野地域周辺の予測地点7、8において、交差点需要率がいずれの交差点においても限界需要率は下回っており、車線の交通容量比がいずれの車線においても1.0を下回ることから、来園車両等による各交差点への影響は小さいと予測しています。</p> <p>また、来園車両等の走行に伴う騒音は、細谷戸・東野地域周辺の予測地点7において、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分が1デシベル未満(0.3~0.7デシベル)であることから、本事業の影響は小さいと予測しています。</p>

表 10.7(37) 意見書の内容と事業者の見解(37)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>景観</p> <p>里山の景観について 里山は横浜市民の特に瀬谷区民の心の故郷である。川と田んぼと周りの樹木から形成される里山を少しでも残すために、計画公園内の谷戸地区を里山保全地区にし、市民が里山から恩恵が受けられるようにして欲しい。</p> <p>里山保全のために必要であれば市民特に瀬谷区民の力を募るのも可能であると思う。里山には川と田んぼと自然林が必要である。木はできるだけ切らず自然の状態を残して欲しい。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>基本計画(案)では、「上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園」と「農」と持続可能なライフスタイルの融合」を掲げています。</p> <p>これらを踏まえ、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出、畑や水田などの農体験のできる場の整備の検討を進めています。併せて、市民の皆さまとの連携も含めた自然体験や環境学習等の場としての活用も検討する予定です。</p>
環境影響評価	<p>文化財</p> <p>3.3.8の文化財等の状況に関して 戦前の日本海軍施設の一部が残っており、本計画では全てなくなるようです。また本準備書には文化財等にも何も記載されておらず疑問に思う。</p> <p>これらの旧海軍施設は防衛省の南関東防衛局で把握してあるはず。これらの施設(掩体壕、水槽、煙突の基礎と思われるコンクリート等)はレガシーとして残しておくべきものと考えます。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>本事業の対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、区画整理事業において「文化財保護法」に基づき、必要な措置を講じるため、本事業では環境影響評価項目に選定しておりません。</p> <p>また、対象事業実施区域内の旧日本海軍の施設については、区画整理事業において、埋蔵文化財調査の一環で調査しています。公園整備にあたっては、区画整理事業が実施した調査結果を踏まえながら、連携して対応を検討します。</p>
その他	<p>説明会</p> <p>説明会について 表面的には環境保全に関わるものとはみえないかもしれないが、住民理解と環境保全には深いところで大きな関係があると思うので、申し上げる。</p> <p>まず、住民に対する理解を求めるのであれば、今回の瀬谷区、旭区にて実施された計4回、高々百名程度の出席者の説明会だけでは足りないと思う。行政手続き上はこれにて全く瑕疵はない、と開き直られそうであるが、それならば、環境アセスの枠組みでなくてよいので住民説明会をもっとたくさん開いて住民の疑問や意見を広く採取してほしい。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>事業者の見解</p> <p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。</p> <p>また、併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。</p> <p>なお、環境影響評価条例に基づき、事業ごとに環境影響評価を行うこととなりますが、予測評価にあたっては、本事業に加えて、区画整理事業で示されている、工事中、及び供用時のデータを用いて、可能な限り他事業の影響も含めた環境影響の予測評価を行いました。</p> <p>なお、土壌汚染については、区画整理事業で対応しますので、その旨を説明会でご説明したものです。</p> <p>引き続き情報提供に努めてまいります。</p>

表 10.7(38) 意見書の内容と事業者の見解(38)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p> <p>説明会</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>特に、本事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業)は、その他、土地区画整理事業、花博、テーマパークの事業という複数の事業とともに、上瀬谷地区という同じ地域で行われる。事業の縦割り化で、想定される実質的な環境影響(環境破壊というべきか)が、一般住民にとって非常にわかりにくくなってしまったという問題が生じている。これらの一連の事業による統合的或いは俯瞰的な環境影響評価およびそれに基づく保全措置、というものを過不足なく定量的に、わかりやすく説明していただいた上で、それを住民側としては判断したい。</p> <p>一例であるが、これらの事業をあわせて、総計何本の木が切られて、何本の木が植樹される、とか、そういう情報を市民としては知りたい。</p> <p>またこれに加えて、説明の仕方についても、ひと言を申し上げたい。</p> <p>例えば、土壌汚染(鉛)の問題。土壌汚染の地点は8m地下であり、本事業ではそのままにした方がよい、という説明はまことにそっけないもの。今後の工事で新たな土壌汚染が見つかるかすると、それはむしろ土地区画整理事業での造成工事の方だ、という他人事の姿勢が見られた。またそうした土壌に当たったときはしかるべく土壌汚染対策法に基づいて、担当部署が対処する、と繰り返す感じにいうように次第に変化した。どんどん説明者と参加者との間は、険悪な雰囲気になった。市民が心配して質問攻めにするのは、市が適切な情報提供をしていないからである。汚染物質は地下水脈に当たって外部への溶出拡散の心配はないのか、その基準濃度を超える物質の由来は自然のものか人為的なものなのか、測定ポイントの間隔は適切で分布は十分把握できているといえるのか等々適切な情報を提供する事であったと思う。</p>	

表 10.7(39) 意見書の内容と事業者の見解(39)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p> <p>説明会</p>	<p>『2023年4月21日に瀬谷市役所にて行われた環境影響評価準備書説明会』について質問の時間が足りず、また、納得いく回答も得られなかったため改めて意見書としてここに記載します。(当日も、司会者と説明者の方が「追加の質問は意見書で」とおっしゃっていたと思います。)</p> <p>3番目に質問した方の意見について 以前、横浜市により上瀬谷の土地を有識者が見学に訪れたことがあり、その後、有識者は「上瀬谷の荒地地しか見せられていない。肝心なところを見せてもらっていない。」と発言したとのことだった。これではフェアなものとは言えないのではないかという意見だった。また、記録も残っていないということだった。このとき、横浜市側の説明者は「フェアなもの？」と笑いながら回答していた。全くけしからん事である。質問者の意見について真摯に向き合った回答でもなかったため、改めて回答を求める。</p> <p>4番目に質問した方の意見について 「住民から見てどのようなマイナス面があるか」を知りたい、という意見だった。これはその通りであり、旭区と瀬谷区の住民を中心に「マイナス面」に特化した説明会も行うべきである。「影響は最小限に留めます」などという曖昧な説明ではなく、「(渋滞、騒音、生物多様性の破壊など)このような懸念事項がある」ということを説明すべきである。そのうえで、課題をどのように解決していくかを検討・説明していくべきである。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>区画整理事業の環境影響審査会でご指摘のご意見が出されたことは承知していますが、それを踏まえ提出された区画整理事業の評価書を参照し、横浜市環境影響評価技術指針に基づき予測評価を行い、今回の準備書を作成しています。</p> <p>環境影響評価では、各評価項目ごとに環境保全目標を設定し、環境への影響について予測評価しています。具体的な生物の生息環境の変化、例えばマイナス面も含めた現在の状況との変化や対策を踏まえて、環境にどのような影響が生じるかなどを予測評価しており、説明会ではその内容を説明したものです。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(40) 意見書の内容と事業者の見解(40)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p> <p>説明会</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>8番目に質問した方の意見について 当日は、参加者は60～70名ほどいたように見えるが、横浜市の人口から考えると少なすぎる参加人数である。</p> <p>質問者からも意見が出ていたが、「4日間のみ、場所は2か所のみ、いずれも18:30からという開始時刻」だったのはなぜか。これでは参加できる市民は限られている。夜間の仕事をしている人や、家事・育児をしている人にも最も忙しい時間帯である。横浜市役所や、旭区と瀬谷区だけでなくもっと多くの区役所または駅から近い施設を利用すべきだったのではないかと。また、時間帯も幅広い層に参加してもらうために昼間と夕方と夜間の3部構成にしたら良かったのではないかと。今回の開催日程は「多くの市民には知らせたくない」という横浜市側の魂胆が見え見えである。インターネットでも見られるという言い訳をしていたが、会場にてその場で質問したことにより理解できることや、自分以外の様々な質問者からの意見を聞くことにより新たな発見があったりもするので、会場での説明会をしっかりとやるべきだ。</p> <p>10番目に質問した方の意見について 「予測が外れて影響が出た時にどうするのか」これに対する明確な回答がなかった。説明者は「そうならないようにしっかりとやる」という適当な回答だった。予測が外れて影響が出るという可能性は大いに考えられるものであり、予測よりも影響が出るとわかった段階で見直しや中止をするべきである。</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。</p> <p>なお、開催の広報は、周知範囲の皆様にはご案内を各戸にポスティングし、併せて、記者発表及び広報よこはま瀬谷区版、旭区版に掲載しました。</p> <p>併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。また、説明会に参加できなかった方においても、横浜市環境影響評価条例の制度として、意見書を提出することができることから、市民の皆様への情報提供はできたものと考えています。</p> <p>準備書で行っているのは、予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。事業の実施にあたっては、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、事後調査でそのような結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討したいと考えています。</p>

表 10.7(41) 意見書の内容と事業者の見解(41)

項目	意見書の内容	事業者の見解
その他	<p>説明会</p> <p>意見6 説明会は多数市民の参加を容易にするため開催条件は多様であるべきであり、十分な説明・質疑を行うために余裕ある時間設定をすべきである。</p> <p>既実施回の条件・進行は不十分であり追加説明会を実施すべきである</p> <p>補足6.1曜日・時間帯に変化を持たせ、なおかつ区画整理事業など他事業関係者を同席して実施すべきであり、現状は不十分と認識すべきである</p> <p>金曜日・土曜日の夜間に開催しているが、多くの人に、出向いた人にも参加困難な時間である。曜日の変更、昼間にも開催を検討すべきである</p> <p>補足6.2説明会は2時間であるが、資料説明および質問要旨を司会者が反復するの半分で半分を費やす。質問は残りの1時間で、疑義を解消するには短い。質問時間を長くすべきである</p> <p>会場定員に対して参加者は1.2割の場合が多いと思うが、それでも質問打ち切りになる進行はおかしい</p> <p>以上</p>	<p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。</p> <p>併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。また、説明会に参加できなかった方においても、横浜市環境影響評価条例の制度として、意見書を提出することができることから、市民の皆様への情報提供はできたものと考えています。</p> <p>なお、司会が質問を反復するのは、説明会の円滑な進行のため、質問要旨を確認していたものです。</p>
その他	<p>説明会</p> <p>・その他 今までに行われてきた 土地区画整理事業・国際園芸博覧会の説明会にも共通していましたが専門用語と専門的な数字を並べた動画をただ読み上げるだけで質問に対しては「そう評価されているからそうなのだ」というような答えをするだけの説明会で本当に住民の理解が得られるとお思いですか?</p> <p>説明会は「手順を踏んだ」とするためのアリバイですか?岩ヶ谷課長のお考えをお答えください</p>	<p>準備書は、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の結果、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域にお住まいの方に対し、概要をお知らせすることとなっております。</p> <p>本事業の説明会では専門的な内容を多く含む準備書を少しでも分かりやすくご説明に努めたもので、ご質問に対しても、準備書の内容に基づき回答いたしました。</p>
その他	<p>意見書</p> <p>そもそもなぜこの質問書に対して横浜市は回答を直接してくれないんですか?</p>	<p>横浜市環境影響評価条例第29条において、事業者は意見の見解を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならないとなっております。</p> <p>また、本見解書は縦覧されるとともに、インターネットで公表されます。</p>

10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の準備書に対し、横浜市環境影響評価条例第31条第1項に規定する環境の保全の見地からの審査書の送付を、令和5年10月4日に受けました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表10.8に示すとおりです。また、審査書の内容及び事業者の見解は、表10.9に示すとおりです。

表 10.8 審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和5年10月13日から令和5年11月13日（32日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 10.9(1) 審査書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1) 対象事業実施区域内は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）が保全対象種の生息環境や地上式調整池を整備するとともに、公園の整備を一時中断して、2027年国際園芸博覧会の会場としても利用されます。これらの関連事業と連携して、環境に配慮した公園を整備し、適切に維持管理を行うよう努めてください。	環境に配慮した公園整備に向けて、土地区画整理事業や国際園芸博覧会と調整を図りながら、相沢川及び和泉川周辺の環境保全措置、地上式調整池（調整池4）、草地の整備方針等について検討の深度化を進めています（第2章 p. 2-12～2-22、2-40～2-41）。また、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行い、保全・創出した環境が継続するよう順応的な維持管理を行うことを評価書に記載しました（第2章 p. 2-14、2-18～2-19）。
	(2) 生物多様性の保全に資するため、相沢川及び和泉川周辺だけではなく、草地の環境等も含めた公園全体での生態系ネットワークの考え方を整理し、評価書に記載してください。	相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林地に加えて、草地の環境として、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行う草地や高茎乾生草地を含めた公園全体での生態系ネットワークの考え方を評価書に記載しました（第2章 p. 2-33～2-35）。

表 10.9(2) 審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解	
1 事業計画	(3)	ガーデン3、4には園芸種を主体とした植栽をしていますが、既存植生である低茎乾生草地等の保全についても考慮して、緑化計画をより具体化してください。	ガーデン3、4のHWL以上の範囲は園芸種を含む草花や花木を主体とする植栽帯を整備し、ガーデン3、4のHWL以下の範囲は、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備する計画であることを踏まえ、調整池4の整備内容及び緑化の方針を具体化しました(第2章 p.2-18~2-22、2-40~2-44)。	
	(4)	公園区域は約64.5haと広大であることから、生物多様性の保全や雨水の浸透・貯留に加えて、ヒートアイランド現象の抑制の観点からも、できる限り人工被覆を抑えるよう努めてください。	ヒートアイランド現象の抑制の観点から、可能な限り人口被覆を抑え、緑地を確保するとともに、緑陰の創出、省エネルギー型機器の導入等に努めることを評価書に記載しました(第2章 p.2-33)。	
2 環境影響評価項目	(1) 工事中及び供用	ア 騒音	工事用車両及び来園車両等の走行による騒音レベルの増分は小さいとされていますが、現況から騒音レベルが大きく増加する地点があります。その増加した要因を考察し、評価書に記載してください。	工事用車両の走行に伴う騒音の予測の地点4、来園車両等の走行に伴う騒音の予測の地点4及び7では、既存資料(区画整理)における現地調査の実測値から騒音レベルが大きく増加することから、その要因を考察し、評価書に記載しました(第6章 p.6.9-35、6.9-45、6.9-47)。
		イ 地域社会	現地調査を行っている交差点では、飽和交通流率の設定には原則として実測値を用いて予測評価してください。その結果、交差点需要率が限界需要率を上回る交差点や交通容量比が1.0を上回る車線が予測された場合は、環境保全措置を徹底して実施するとともに、車両の走行経路や来園時間等を分散する方策を検討してください。	既存資料(区画整理)における現地調査で飽和交通流率が観測されている車線は、原則として実測値を用い、実測値が観測されていない車線、将来新たに車線数の増加や車線運用が変更となる車線及び新設される交差点のみ算定値を適用して予測評価を行いました(第6章 p.6.11-24、6.11-41、6.11-43~6.11-46、6.11-49、6.11-51~6.11-62、6.11-66~6.11-67)。その結果、供用時における来園車両等の走行に伴う交通混雑(自動車)の予測において、交差点需要率が限界需要率を上回る交差点や交通容量比が1.0を上回る車線があると予測されたため、公園利用者に対し、混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、該当の交差点への負荷を軽減することを環境保全措置に追加しました(第6章 p.6.11-65)。また、供用時における来園車両等の走行台数及び環境保全措置の実施状況について事後調査を実施します(第8章 8-4~8-5、8-7)。

表 10.9(3) 審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解	
2 環境影響評価項目	(2) 工事中	ア 水質・底質	(ア) 仮設調整池の位置を明確にして評価書に記載してください。 (イ) 仮設調整池出口の浮遊物質量の予測濃度について、その算出過程を詳細に記載してください。また、浮遊物質量が低濃度になると沈降しづらくなることを考慮して、予測評価してください。なお、除去率や造成緑地で発生する浮遊物質量には不確実性があることから、事後調査を適切に実施してください。	仮設調整池の設置位置を評価書に記載しました(第6章 p.6.8-23、p.6.8-25)。 仮設調整池出口での浮遊物質量(SS)の予測濃度の算出過程を詳細に記載しました(第6章 p.6.8-25~6.8-28)。また、仮設調整池出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとし、予測結果及び評価を見直しました(第6章 p.6.8-27~6.8-30、6.8-32)。なお、植栽範囲で発生する浮遊物質量、仮設調整池での土砂の残留率等に不確実性があることを踏まえ、公共用水域の水質を事後調査項目として選定した理由及び事後調査の内容を見直しました(第8章 p.8-2、8-5)。
		イ 生物多様性	(重要な種の保護の観点から、非表示としております。)	(重要な種の保護の観点から、非表示としております。)
	(3) 供用時	ア 生物多様性	(ア) 注目すべき種の生息・生育環境は現況に近い状態に回復すると予測していますが、この区域は公園の整備に先立ち土地区画整理事業により大幅に土地が改変されます。その前提を踏まえ、現況からの動植物の具体的な変化を明らかにし、その上で予測評価してください。	対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事によって全て改変される可能性があることを踏まえ、地域区分または生態系区分ごとに動植物の生息・生育環境となる樹林地、草地、耕作地等の面積や質の変化を明らかにし、注目すべき種の生息・生育環境の回復の程度及び対象事業実施区域に整備される緑の量、緑の質の回復の程度を予測評価し、評価書に記載しました(第6章 p.6.2-120~6.2-127、6.2-134~6.2-135、6.3-38~6.3-39、6.3-44~6.3-45、6.4-26~6.4-32、6.4-40~6.4-42)。

表 10.9(4) 審査書の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(3) 供用時 ア 生物多様性	<p>(イ) 公園全体で地域に適した生態系が復元され、維持されるように、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や表土の保全・活用に加えて、在来種の積極的な保全についても検討し、評価書に記載してください。特にガーデン3、4においては、創出する水辺の生態系の質を維持・向上できるように復元する目標種の具体化と保全措置を検討し、評価書に記載してください。</p>	<p>可能な限り既存樹の原位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めることや、生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持することを評価書に記載しました(第6章 p. 6. 2-129、6. 2-135、6. 3-42、6. 3-44、6. 4-31、6. 4-35、6. 4-41～6. 4-42)。</p> <p>また、ガーデン3、4のHWL以下では現在の地形や植生を維持して整備するため、現況で生息・生育が確認されている注目すべき種であるホトケドジョウ、トノサマバッタ等の回復を図り、ガーデン3、4のHWL以上では草花や花木を主体とする植栽帯を整備する計画であることから、吸蜜性のチョウ類、ハチ類等の新たな生息環境の創出を図ることで、水辺の生態系を維持・向上できるよう配慮することを評価書に記載しました(第6章 p. 6. 4-27、6. 4-30、6. 4-41)。</p> <p>加えて、「横浜市森づくりガイドライン」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課平成25年3月)を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うことを環境保全措置に記載しました(第6章 p. 6. 2-130、6. 2-132、6. 3-42、6. 4-36、6. 4-38)。</p>
	イ 水循環	<p>公園施設の整備により雨水浸透量が減少するため、樹林や草地の整備に加えてグリーンインフラを導入する計画としていることから、可能な範囲で定量的にグリーンインフラの効果を算出し、評価書に記載してください。</p>	<p>グリーンインフラの目標として「2020年年間降雨量における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しており、グリーンインフラ施設の導入により公園区域全体(和泉川及び堀谷戸川は流域単位)で、公園整備による対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収する効果を目指すことを評価書に記載しました(第2章 p. 2-36～2-37、第6章 p. 6. 5-18)。</p> <p>この目標を踏まえて、施設の存在・土地利用の変化に伴う和泉川及び堀谷戸川の湧水の流況への影響を予測評価しました(第6章 p. 6. 5-24～6. 5-25、6. 5-28～6. 5-29)。</p> <p>また、この目標を達成するにあたり、必要なグリーンインフラ施設の規模、配置及び見込まれる効果を試算した結果を評価書に記載しました(第2章 p. 2-38～2-39)。</p>

表 10.9(5) 審査書の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(3) 供用時 ウ 景観	<p>(ア) 周辺の樹林や農地などの景観資源との関係性を踏まえた上で、変化や周辺環境との調和について質的な観点から具体的に予測評価してください。</p> <p>(イ) 土地利用の変化や特徴的な景観の保全等の観点から価値の変化を具体的に記載し、その上で価値の変化の程度を客観的に示してください。特に、自然性や固有性の価値の変化は、フォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業実施区域の変化も踏まえて予測評価してください。</p>	<p>地域景観の特性の変化及び主要な眺望地点からの景観の変化について、周辺の樹林や農地などの景観資源との関係性を踏まえ、景観構成要素の変化や周辺環境との調和を質的な観点から予測評価しました（第6章 p. 6. 12-33～6. 12-46、6. 12-61～6. 12-62）。</p> <p>圍繞景観について、土地利用の変化や特徴的な景観の保全等の観点から、圍繞景観の価値の指標を基に、現況及び供用時における自然性、視認性、利用性、固有性、親近性の状況を具体的に記載し、価値の変化の程度を客観的に示しました。</p> <p>また、人工的土地利用域のフォトモンタージュには本事業の対象事業実施区域外の土地区画整理事業実施区域も含まれるため、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における自然性や固有性の価値の変化を予測評価しました（第6章 p. 6. 12-47～6. 12-59、6. 12-62～6. 12-63）。</p>
	エ 触れ合い活動の場	<p>公園として自然体験や環境学習の要素を確保することは重要であることから、生物多様性を保全する上で重要な相沢川及び和泉川周辺においても自然との触れ合い活動の機会が確保されるよう検討してください。なお、新たな桜の名所づくりを進めるとしていることから、ガーデン3、4における桜の植栽に際しては、湿性環境の植生への影響に配慮してください。</p>	<p>本事業における自然体験や環境学習の観点での新たな自然との触れ合いの拠点づくりについて、地区ごとの整備計画を予測結果及び環境保全措置に記載しました。相沢川及び和泉川周辺のコアエリアは、保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置しますが、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアを確保し、自然体験や環境学習の場として活用することを環境保全措置に追記しました（第6章 p. 6. 13-14）。</p> <p>また、本事業では新たな桜の名所づくりを進めますが、ガーデン3、4のHWL以上の範囲は既存樹や桜等の花木を散在させ、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の湿性環境の植生に配慮することを環境保全措置に追記しました（第6章 p. 6. 13-14）。</p>